

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書

平成 2 7 年 1 月

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会

はじめに

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 委員長 栗田 充治

これまでの防災対策は主として1995年に発生した阪神・淡路大震災での教訓を参考に行われてきました。しかし、2011年に東日本大震災が起き、津波や液状化などこれまでとは違う複合災害となり、広い地域に大きな被害をもたらされました。特に福島では、これらに原子力発電所の事故が重なり、近隣を含めた広範な地域に深刻な放射能被害をもたらしました。

これまでの災害では、犠牲者の多くが高齢者や障害者であることが共通しています。東日本大震災では、死者の6割は65歳以上であり、障害者(児)の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に及びました。そして、避難生活上の様々な要因で亡くなられた災害関連死者は2014年3月末で3,089名に達しています。

また、東日本大震災では、救助にあたり避難を呼びかけた消防等関係者の犠牲が多く出ました。27名の消防職員、254名の消防団員、56名の民生委員が犠牲になっています。

こうした結果を踏まえて、首都直下地震等による東京の被害想定の見直しが2012年に行われ、それに基づいた防災計画の見直しが行われました。本市でも、2013年にその検討を行い、コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置づけることをコミュニティ協議会に提案し、また、できるだけ自宅で避難生活を続けることができるような地域防災計画づくりを進めることになりました。本市では、津波被害の心配はなく、地震による建物倒壊414棟、焼失1,041棟程度の被害を想定していますので、耐震補強や家具の転倒防止等を行う自助活動により、自宅での避難生活が可能になると考えています。

課題は、上に見たとおり、高齢者や障害者等の避難行動が自主的に行えない住民の支援をいかに速やかに行うかということです。これまで、災害時要援護者として手を挙げて頂いた住民約900名に対しては、地域社協(福祉の会)のご協力により、安否確認を行う体制が地域住民による支え

合いの共助の活動として 2007 年度から構築されてきました。しかし、安否確認はできても避難支援までの体制は取れていませんでした。

さらに、2013 年 6 月に災害対策基本法が改正され、従来の災害時要援護者の枠を超えて、ご本人が要援護者として手を挙げられていない場合でも、避難行動を自主的に行えない可能性の高い住民の名簿を作成しておき、災害発生時にそれを活用する体制を構築することが市町村に義務づけられました。

そうした災害時の避難行動支援体制の在り方を検討し、まとめたものが本報告書です。

最大の課題は支援者の確保です。現在の災害時要援護者の支援者は本市では約 1,800 名登録されています。今後、これまでの災害時要援護者のほか、新たに避難行動要支援者の支援体制を構築するにあたり、ますます支援者を確保していく必要があります。阪神・淡路大震災の時のように、災害が発生した際には、救助や避難支援が家族や近隣住民の共助活動によって行われるでしょう。しかし、その共助活動の核となる拠点と人材を確保し、配置しておくことが事前の対策として不可欠です。本報告書で、その事前対策の基本的な枠組みを提案していますが、理想は、地域ごとにコミュニティ防災が機能して、自主的な安否確認や避難支援が行われることです。コミュニティ防災とは、コミュニティを基本として地域の安全、住民の生命・財産を災害から守ることです。その意味でも、地域の特性に適した、実際に機能する地域防災の計画と拠点づくり、及び人材確保が求められています。本報告書を参考にして頂いて、それぞれの地域で防災まち歩きやコミュニティ版ハザードマップ作成、防災訓練等を通じて地域の防災上の課題に関する理解を深め、それらの課題に対処する方法について、多くの住民の参加による活発な話し合いをして頂くことを委員一同、心から願っております。

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書

目 次

第1章	武蔵野市災害時避難行動支援体制見直しの経緯	1
1	本市における災害時避難行動支援体制構築の必要性	1
2	本市におけるこれまでの取り組み	3
第2章	被害想定	5
1	首都直下地震等による被害想定	5
第3章	災害時避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性	14
1	避難行動要支援者等の定義	14
2	避難のための情報伝達	16
3	避難行動要支援者名簿・災害時要援護者名簿の作成	18
4	発災時における安否確認体制の構築	22
5	安否確認後の避難支援体制の構築	31
6	生活継続支援体制の構築	34
7	個別計画の策定	38
8	避難行動要支援者の避難支援の前提条件	39
9	避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法等	41
10	個人情報保護の仕組みづくり	42
第4章	さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項	43
1	地震以外の災害（台風・大雪・停電等）における対応	43
2	要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	44
3	避難行動支援に係る地域づくり	45
4	民間団体等との連携	46
5	防災訓練	48
6	避難者の振り分け基準の検討	49
7	各種連携ツールの活用	51
資料編		57
	武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会設置要綱	
	武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会委員名簿	
	武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会の経過	
	用語集	

第1章 武蔵野市災害時避難行動支援体制見直しの経緯

1 本市における災害時避難行動支援体制構築の必要性

(1) 災害対策基本法の改正

近年、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等、全国各地で大規模な災害が発生している。特に、平成23年3月11日の東日本大震災では、津波による被害が大きく、多くの方が犠牲となった。

このような災害では、犠牲者の多くは高齢者や障害者（児）が占めている。東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者（児）の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼり、今後高齢者・障害者（児）等迅速に避難させるための支援体制を整えておくことが求められる。

このことから国は、平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」という）を改正し、各自治体における大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災対策の取組強化などを示したほか、高齢者・障害者（児）等に関する取組みとして、「避難行動要支援者」を法律に明文化するとともに、避難行動要支援者を記載した名簿の作成を各自治体に義務付けるなど、避難行動支援体制の整備を進めている。

さらに国は、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を改定して、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、「指針」という。）を策定し、自治体に地域の特性や実情を踏まえつつ、適切かつ速やかな対応を求めている。

この指針において、自治体が策定する避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方等を示した全体計画の位置づけが示された。また、今回改正された災害対策基本法第50条第2項において、市町村は、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることが規定された。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置付け、策定することが求められている。

地域防災計画及び全体計画で定める事項は次頁の表（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）において定められた地域防災計画及び全体計画において定める事項）のとおりである。

(2) 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会の設置

今回の法改正により避難行動支援体制における公の役割が明示され、公助の関与も含めてその意味付けが整理されたこととなる。したがって、現在の災害時要援護者対策事業（P.3

第1章 武蔵野市災害時避難行動支援体制見直しの経緯

「第1章2 本市におけるこれまでの取組み」参照)を担う地域福祉活動推進協議会(以下、「地域社協(福祉の会)」という。)、民生委員、公助を担う消防や警察、消防団、その他防災や福祉の関係団体、事業者等も含めた避難行動要支援者への支援体制を構築することが必要となった。

そのため、本市は、「武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会」を設置し、上記関係機関・団体等と今後の本市における災害時避難支援体制について検討を行った。

当委員会は、武蔵野市がこの報告書を尊重し、当該報告書の内容を反映した本市における全体計画を定めるとともに、武蔵野市防災会議に提案し、武蔵野市地域防災計画の修正につなげていくものと期待する。

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府)において定められた地域防災計画及び全体計画において定める事項

地域防災計画において定める事項	全体計画において定める事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難支援等関係者となる者 ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ④ 名簿の更新に関する事項 ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 ⑦ 避難支援等関係者の安全確保 	<p>左記「地域防災計画において定める必須事項」のほか以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 名簿作成に関する関係部署の役割分担 ⑨ 避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担) ⑩ 支援体制の確保(避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ) ⑪ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者(以下、「コーディネーター」という。) ⑫ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制 ⑬ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結 ・ 避難行動要支援者の避難場所 ・ 避難場所までの避難路の整備 ・ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制 ⑭ 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

2 本市におけるこれまでの取組み

(1) 本市の災害時要援護者対策事業の現状

市は、平成19年度から災害時要援護者の安否確認事業を実施している。地域住民による支え合い活動として地域社協（福祉の会）が実施主体となり、高齢者や障害者（児）のうち要件（要介護度等）に該当する市民に対して支援者を見つけ、大規模災害発生時には要援護者の安否確認を行う体制が全市域に行きわたっている。

しかし、援護を必要とする市民の数は年々増え続け、支援者を探すことが困難になってきている。さらに安否確認後、避難の支援が必要と判断された際等の移送の問題など、未解決の課題がある。

(2) 現在の災害時要援護者対策事業の対象者

下記の①から③のいずれかに該当する方で、災害時要援護者としての登録を希望し、個人情報に関係者間で平常時において共有することに同意する者。

①高齢者の方

- ・要介護度4・5で在宅の者
- ・在宅の要介護度1～3で、一人暮らしまたは高齢者のみ世帯の者

②障害者（児）・難病の者

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・自立支援医療（精神通院）、難病者福祉手当受給者

③上記該当者以外の方

- ・民生委員・児童委員や地域社協（福祉の会）などが、特に必要と認めた者

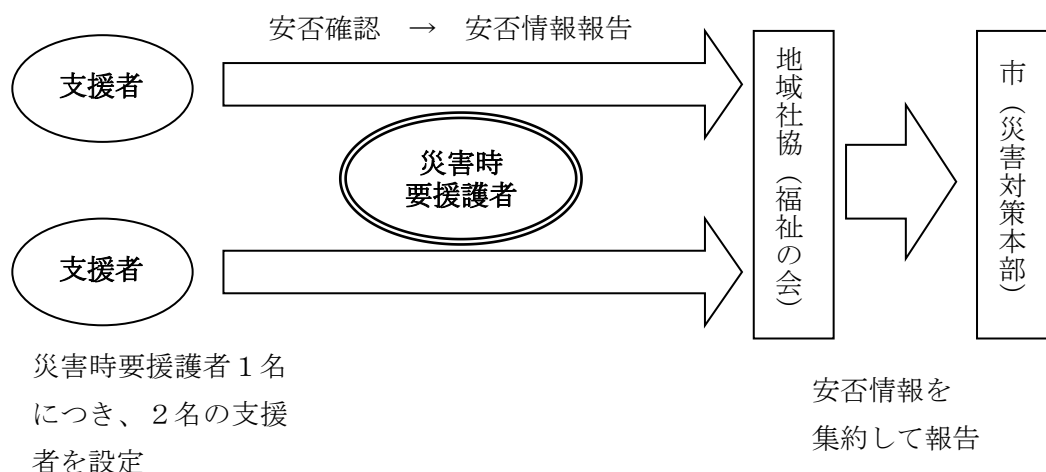
(3) 現在の災害時要援護者対策事業の仕組み

対象者の中で災害時要援護者としての登録を希望する方には、民生委員による状況調査を経て、意思の確認と個人情報の関係者間での共有について承諾を得る。その後、地域社協（福祉の会）において近隣住民の中から支援者となってくれる人（原則として2名）を探し、登録している。

震度5弱以上の地震が発生した時には、支援者は担当する災害時要援護者の安否確認を行い、その結果を地域社協（福祉の会）が設置する安否確認受付に報告する。地域社協（福祉の会）は、安否確認状況を集約する。各避難所の初動要員は安否確認状況を確認し、避難所の防災用MCA無線で市（災害対策本部）に報告する。

なお、支援者に資格の要件はないが、安否の確認行動をするため健康で一定の判断ができる者とし、小中学生は安全管理上除いている。

【災害発生時の災害時要援護者の安否確認の流れ】



【地域社協（福祉の会）データ】

地域社協（福祉の会）	担当地域	要援護者数 （平成 26 年 10 月 1 日現在）	支援者としての 登録者数 （平成 25 年度）
南町福祉の会	吉祥寺南町 1～5 丁目	55	92
西久保福祉の会	西久保 1～3 丁目	53	172
境南地域社協	境南町 1～5 丁目	93	211
千川地域社協	八幡町 1～4 丁目、緑町 2 丁目 4～6	108	232
東部福祉の会	吉祥寺東町 1～4 丁目、吉祥寺 本町 1 丁目 17～38	100	206
関前福祉の会	関前 1～5 丁目	60	138
桜野地域社協	桜堤 1～3 丁目、境 5 丁目	75	139
四小地区福祉の会	吉祥寺北町 1・2 丁目、3 丁目 1～4、3 丁目 10～14	38	125
境福祉の会	境 1～4 丁目	51	105
大野田福祉の会	吉祥寺北町 3 丁目 5～9・15～ 17、4・5 丁目 緑町 1・3 丁目、 2 丁目 1～3	86	197
御殿山福祉の会	御殿山 1 丁目	23	64
中央福祉の会	中町 1～3 丁目、御殿山 2 丁目	96	155
吉西福祉の会	吉祥寺本町 1 丁目 1～16、2～ 4 丁目	29	72
合計	市全域	867	1,908

第2章 被害想定

1 首都直下地震等による被害想定

東京都防災会議が平成24年4月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に示された前提条件及び想定結果の概要は次のとおりである。

(1) 前提条件

①想定地震

項目	内 容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界 多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

②気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は冬の朝5時のシーンと比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

<参考>発生確率の推計

地震調査研究推進本部地震調査委員会は次のとおり、地震の発生確率を公表している。

- ・「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価」（平成 16 年 8 月 23 日）において、南関東においてプレートの沈み込みに伴い発生するM7程度の地震を「その他の南関東の地震」として、今後 30 年以内に発生する確率を 70%とされている。**東京湾北部地震**及び**多摩直下地震**については、「その他の南関東の地震」に含まれる。
- ・**元禄型関東地震**については、海岸地形の調査研究から、平均活動間隔が 2,300 年程度と推定され、今後 30 年以内に発生する確率はほぼ 0%とされている。
- ・**立川断層帯地震**については、平均活動間隔は、10,000～15,000 年程度と推定され、今後 30 年以内に発生する確率は、0.5～2%とされている。平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴い、地震発生確率がさらに高くなっている可能性がある。

(2) 想定結果の概要（武蔵野市における被害想定結果）

①武蔵野市における被害想定 of 各項目最大値

- 下表の被害想定結果は、4種類の想定地震の最大値を記載した。
- 震度6弱の地域が広範囲に発生するとともに、一部地域では最大震度6強となる。
- 死者数及び負傷者数は、東京湾北部地震で最大となる。死者・負傷者とも揺れを原因とするものと、火災・延焼を原因とするものが多い。
- 建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震で全壊が400棟以上発生する。また、東京湾北部地震では、隣接する区部の木造住宅密集地域からの延焼の影響も予想され、焼失棟数が1,000棟を超える。

【武蔵野市における被害想定 of 概要】

被害項目	被害想定結果
震度	市内最大震度6強
死者数	41人
負傷者数	796人
うち重傷者数	83人
全壊・焼失棟数	1,455棟
焼失棟数	1,041棟
建物倒壊棟数（全壊）	414棟
避難者数（ピーク時）	31,496人
避難所避難者数	20,472人
避難所以外への避難者数 （疎開者人口）	11,024人
帰宅困難者数（武蔵野市全域）	53,755人
上水道（断水率）	56.2%
下水道（管きよ被害率）	16.3%
停電率	6.7%

出典）「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議公表）」

- * 死者数、負傷者数、全壊・焼失棟数は東京湾北部地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースとする（負傷者数については、死者数が最も多いケースに合わせる）
- * その他は多摩直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースとする

第2章 被害想定

②武蔵野市における被害想定 の総括表

【武蔵野市における被害想定 の総括表】

条件	規模	東京湾北部地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者数	29 人	29 人	23 人	24 人	40 人	41 人	
	原因別	揺れ・建物被害	24 人	24 人	16 人	16 人	17 人	17 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	4 人	4 人	6 人	7 人	22 人	23 人
		ブロック塀倒壊等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	負傷者	906 人	906 人	762 人	763 人	794 人	796 人	
	(重傷者)	79 人	80 人	71 人	71 人	82 人	83 人	
	原因別	揺れ・建物被害	872 人	872 人	724 人	724 人	709 人	709 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	5 人	5 人	9 人	9 人	55 人	58 人
ブロック塀倒壊等		29 人	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人	
落下物		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
物的被害	全壊・焼失棟数	576 棟	581 棟	675 棟	683 棟	1,427 棟	1,455 棟	
	原因別	揺れによる建物全壊	414 棟	414 棟	414 棟	414 棟	414 棟	414 棟
		焼失棟数	162 棟	167 棟	261 棟	269 棟	1,013 棟	1,041 棟
	半壊棟数	1,944 棟	1,944 棟	1,944 棟	1,944 棟	1,944 棟	1,944 棟	
	ライフライン	停電率	4.7 %	4.8 %	5.0 %	5.0 %	6.6 %	6.7 %
		固定電話不通率	0.7 %	0.7 %	0.9 %	1.0 %	2.8 %	2.9 %
		ガス(供給支障率)	0.0～ 93.3 %	0.0～ 93.3 %	0.0～ 93.3 %	0.0～ 93.3 %	0.0～ 93.3 %	0.0～ 93.3 %
		上水道(断水率)	35.0 %	35.0 %	35.0 %	35.0 %	35.0 %	35.0 %
		下水道(管きよ被害率)	16.0 %	16.0 %	16.0 %	16.0 %	16.0 %	16.0 %
	その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)	- 人	- 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人
避難者		21,402 人	21,424 人	21,826 人	21,860 人	25,058 人	25,176 人	
エレベーター停止		56 台	56 台	56 台	56 台	60 台	60 台	
災害時要援護者死者数		12 人	12 人	9 人	9 人	18 人	18 人	
自力脱出困難者		216 人	216 人	189 人	189 人	182 人	182 人	
震災廃棄物		19 万t	19 万t	19 万t	19 万t	21 万t	21 万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

条件	規模	多摩直下地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者数	30 人	30 人	23 人	23 人	30 人	31 人	
	原因別	揺れ・建物被害	26 人	26 人	17 人	17 人	18 人	18 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	3 人	3 人	5 人	5 人	11 人	11 人
		ブロック塀倒壊等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	負傷者	933 人	933 人	779 人	779 人	773 人	773 人	
	(重傷者)	84 人	84 人	74 人	74 人	74 人	75 人	
	原因別	揺れ・建物被害	898 人	898 人	741 人	741 人	727 人	727 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	4 人	4 人	7 人	7 人	15 人	16 人
ブロック塀倒壊等		30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	
落下物		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
物的被害	全壊・焼失棟数	570 棟	576 棟	641 棟	650 棟	936 棟	959 棟	
	原因別	揺れによる建物全壊	440 棟	440 棟	440 棟	440 棟	440 棟	440 棟
		焼失棟数	130 棟	136 棟	201 棟	210 棟	496 棟	519 棟
	半壊棟数	1,973 棟	1,973 棟	1,973 棟	1,973 棟	1,973 棟	1,973 棟	
	ライフライン	停電率	5.0 %	5.0 %	5.2 %	5.2 %	6.3 %	6.4 %
		固定電話不通率	0.6 %	0.6 %	0.8 %	0.9 %	2.1 %	2.1 %
		ガス(供給支障率)	0.0~ 100.0 %	0.0~ 100.0 %	0.0~ 100.0 %	0.0~ 100.0 %	0.0~ 100.0 %	0.0~ 100.0 %
		上水道(断水率)	56.2 %	56.2 %	56.2 %	56.2 %	56.2 %	56.2 %
		下水道(管きよ被害率)	16.3 %	16.3 %	16.3 %	16.3 %	16.3 %	16.3 %
	その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)	- 人	- 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人
避難者		29,944 人	29,966 人	30,226 人	30,264 人	31,402 人	31,496 人	
エレベーター停止		56 台	56 台	56 台	56 台	57 台	57 台	
災害時要援護者死者数		13 人	13 人	9 人	9 人	13 人	13 人	
自力脱出困難者		229 人	229 人	197 人	197 人	191 人	191 人	
震災廃棄物		19 万t	19 万t	19 万t	19 万t	20 万t	20 万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

第2章 被害想定

条件	規模	元禄型関東地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者数	18 人	18 人	15 人	15 人	19 人	19 人	
	原因別	揺れ・建物被害	15 人	15 人	10 人	10 人	11 人	11 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	2 人	2 人	4 人	4 人	8 人	8 人
		ブロック塀倒壊等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	負傷者	785 人	785 人	608 人	608 人	618 人	618 人	
	(重傷者)	50 人	50 人	43 人	43 人	44 人	44 人	
	原因別	揺れ・建物被害	759 人	759 人	579 人	579 人	584 人	584 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災・延焼	3 人	3 人	6 人	6 人	11 人	11 人
ブロック塀倒壊等		23 人	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人	
落下物		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
物的被害	全壊・焼失棟数	345 棟	349 棟	410 棟	417 棟	601 棟	616 棟	
	原因別	揺れによる建物全壊	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟
		焼失棟数	96 棟	100 棟	161 棟	168 棟	352 棟	367 棟
	半壊棟数	1,890 棟	1,890 棟	1,890 棟	1,890 棟	1,890 棟	1,890 棟	
	ライフライン	停電率	3.2 %	3.2 %	3.4 %	3.4 %	3.9 %	4.0 %
		固定電話不通率	0.4 %	0.4 %	0.6 %	0.6 %	1.2 %	1.3 %
		ガス(供給支障率)	0.0~ 0.0 %	0.0~ 0.0 %	0.0~ 0.0 %	0.0~ 0.0 %	0.0~ 0.0 %	0.0~ 0.0 %
		上水道(断水率)	53.5 %	53.5 %	53.5 %	53.5 %	53.5 %	53.5 %
		下水道(管きよ被害率)	15.9 %	15.9 %	15.9 %	15.9 %	15.9 %	15.9 %
	その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)	- 人	- 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人	53,755 人
避難者		27,790 人	27,806 人	28,049 人	28,076 人	28,815 人	28,873 人	
エレベーター停止		52 台	52 台	52 台	52 台	53 台	53 台	
災害時要援護者死者数		8 人	8 人	6 人	6 人	8 人	8 人	
自力脱出困難者		130 人	130 人	106 人	106 人	104 人	104 人	
震災廃棄物		13 万t	13 万t	13 万t	13 万t	14 万t	14 万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

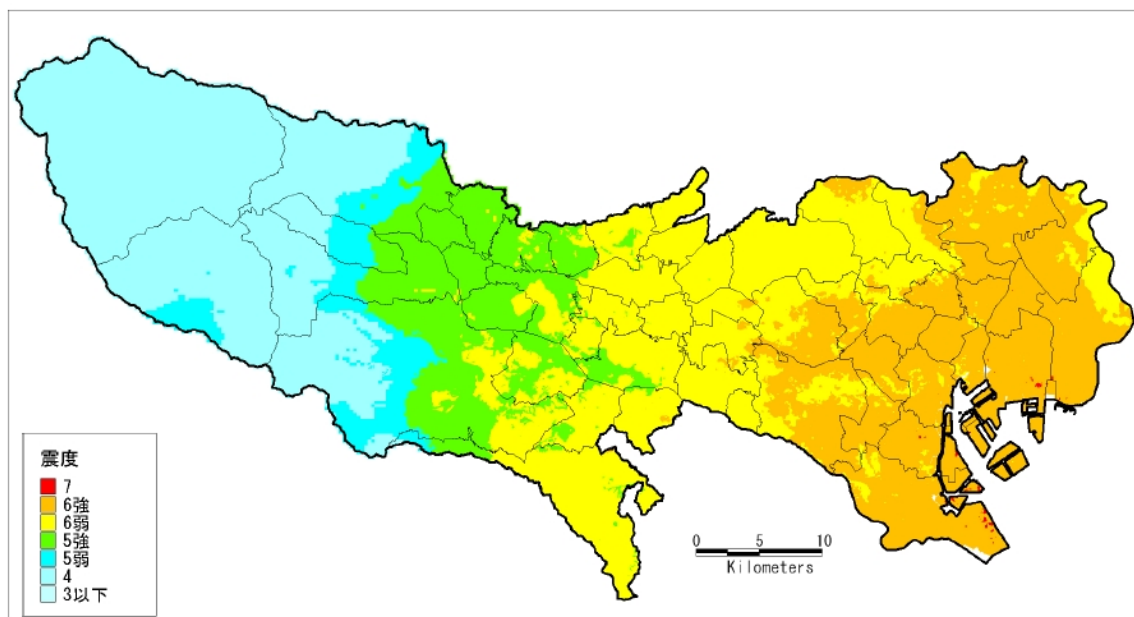
※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

条件	規模	立川断層地震												
	時期及び時刻	冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時				
	風速	4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		
人的被害	死者数	10	人	10	人	9	人	9	人	13	人	13	人	
	原因別	揺れ・建物被害	8	人	8	人	5	人	5	人	6	人	6	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災・延焼	2	人	2	人	3	人	3	人	7	人	7	人
		ブロック塀倒壊等	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	負傷者	474	人	474	人	381	人	381	人	385	人	385	人	
	(重傷者)	30	人	30	人	27	人	27	人	28	人	28	人	
	原因別	揺れ・建物被害	452	人	452	人	356	人	356	人	355	人	355	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災・延焼	2	人	2	人	5	人	5	人	10	人	10	人
ブロック塀倒壊等		20	人	20	人	20	人	20	人	20	人	20	人	
落下物		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	
物的被害	全壊・焼失棟数	208	棟	211	棟	269	棟	275	棟	451	棟	464	棟	
	原因別	揺れによる建物全壊	133	棟	133	棟	133	棟	133	棟	133	棟	133	棟
		焼失棟数	75	棟	78	棟	136	棟	142	棟	318	棟	331	棟
	半壊棟数	1,161	棟	1,161	棟	1,161	棟	1,161	棟	1,161	棟	1,161	棟	
	ライフライン	停電率	2.1	%	2.1	%	2.3	%	2.3	%	2.8	%	2.8	%
		固定電話不通率	0.3	%	0.3	%	0.5	%	0.5	%	1.1	%	1.1	%
		ガス(供給支障率)	0.0~ 6.7	%	0.0~ 6.7	%	0.0~ 6.7	%	0.0~ 6.7	%	0.0~ 6.7	%	0.0~ 6.7	%
		上水道(断水率)	23.5	%	23.5	%	23.5	%	23.5	%	23.5	%	23.5	%
		下水道(管きよ被害率)	15.9	%	15.9	%	15.9	%	15.9	%	15.9	%	15.9	%
	その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)	-	人	-	人	53,755	人	53,755	人	53,755	人	53,755	人
避難者		13,426	人	13,440	人	13,699	人	13,725	人	14,502	人	14,562	人	
エレベーター停止		49	台	49	台	50	台	50	台	51	台	51	台	
災害時要援護者死者数		4	人	4	人	4	人	4	人	6	人	6	人	
自力脱出困難者		69	人	69	人	60	人	60	人	58	人	58	人	
震災廃棄物		9	万t	9	万t	9	万t	9	万t	9	万t	9	万t	

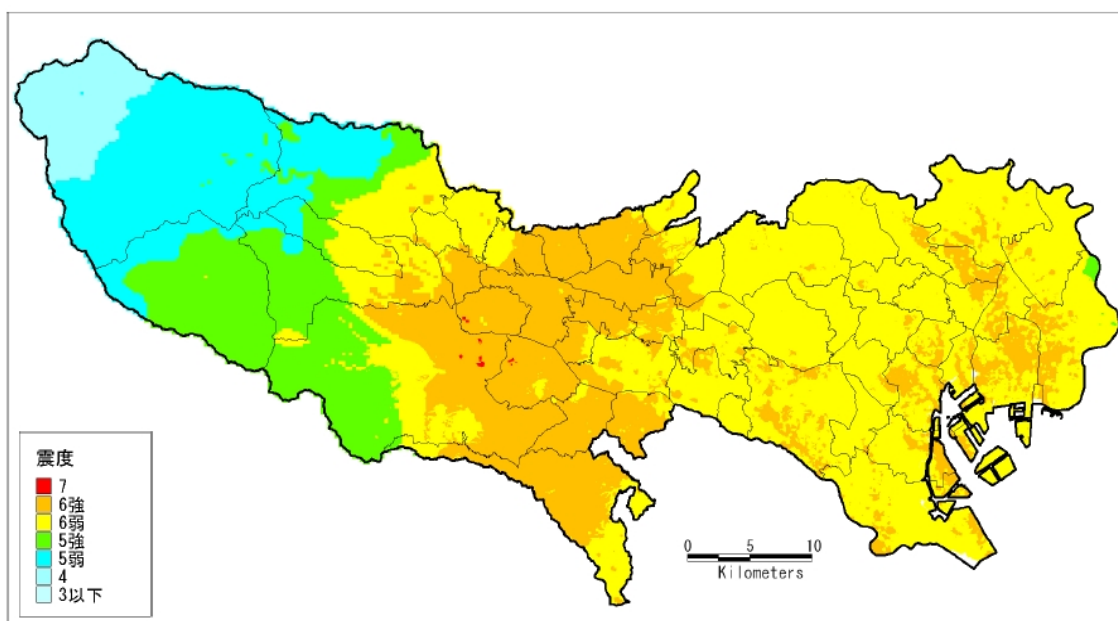
※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

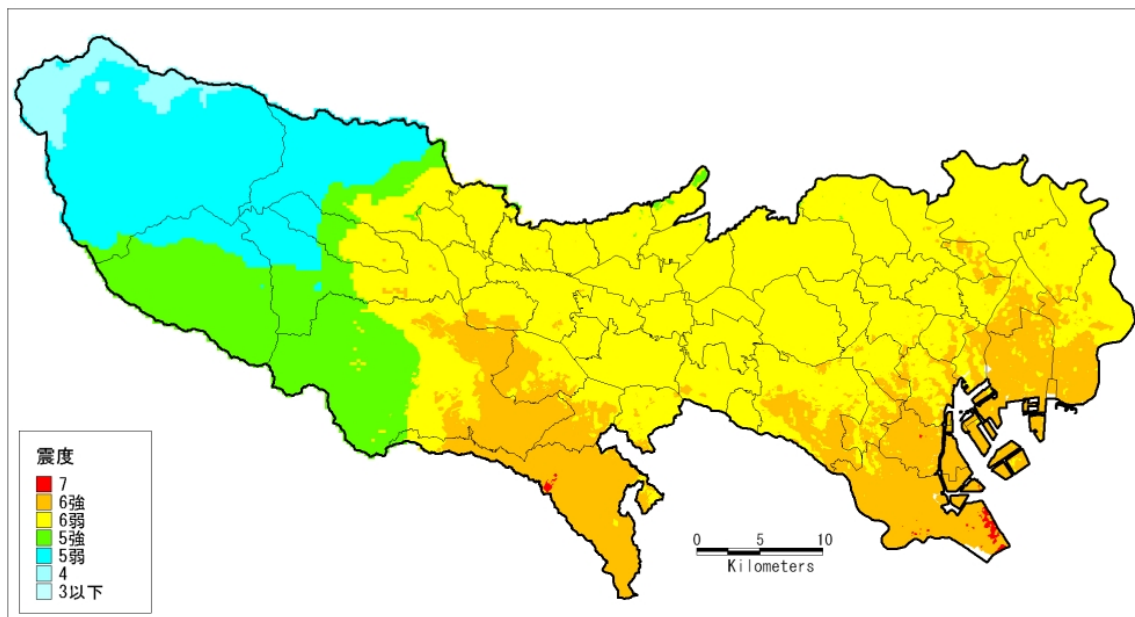
【東京都被害想定における各地震の震度分布】



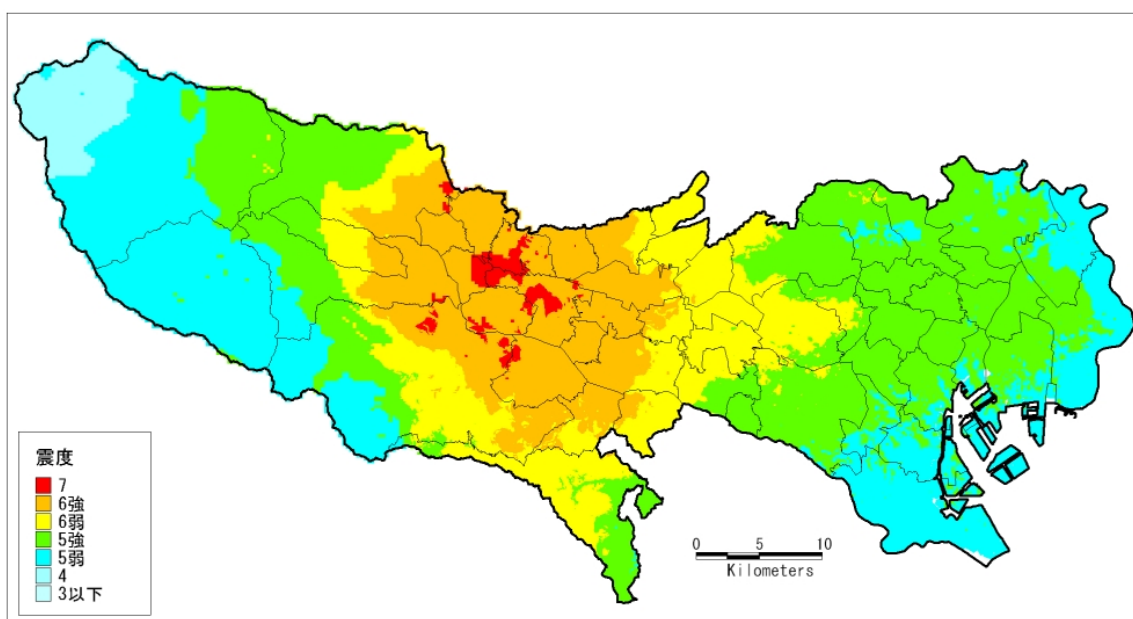
東京湾北部地震(M7.3)



多摩直下地震(M7.3)



元禄型関東地震(M8.2)



立川断層帯地震(M7.4)

第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

1 避難行動要支援者等の定義

(1) 現状と課題

- 現在の災害時要援護者の対象は、①高齢者区分（要介護4・5で在宅、要介護1～3の在宅で一人暮らしまたは高齢者のみ世帯）②障害者区分（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）、難病者福祉手当受給者）③その他必要な方の3区分となっており、その中で登録を希望する市民を要援護者台帳に掲載し、災害時に安否確認が行われることになっている。
- 災害対策基本法の改正により、個人情報共有への事前同意の有無に関わらず、災害時に自力で避難することが困難な方についての名簿を作ることが、市町村に義務付けられた。
- 現在の災害時要援護者以外の高齢者・障害者（児）も、発災後の生活支援などに配慮する必要がある。
- 乳幼児や妊産婦も発災時には配慮が必要である。
- 外国人は、特に情報を取得することについての配慮が必要である。

(2) 今後の方向性

「第1章2 本市におけるこれまでの取組み」のとおり、本市では関係者間で個人情報を事前共有することについて同意した高齢者・障害者（児）等を災害時要援護者として登録してきたが、今回の法改正を受けて「要配慮者」「避難行動要支援者」「災害時要援護者」について、以下のとおり定義づけるものとする。

①要配慮者の定義

- 高齢者、障害者（児）、外国人、妊産婦、乳幼児その他、災害時に一定の配慮を要すると考えられる市民を、要配慮者と定義する。
参考：災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者は「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。
- 乳幼児や妊産婦に対しては、発災後には対象者の把握に努めるとともに、おもいやりルームの活用も含めた生活支援を行う。
- 外国人に対しては、すでに市と協定を結んでいる公益財団法人武蔵野市国際交流協会と協力して情報の提供等の生活支援を行う。

②避難行動要支援者の定義

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、内閣府防災担当）を参考として以下に定める要件に該当する市民等（本人同意のない者も含む）及びその他の希望する者を、自ら避難することが困難な者として避難行動要

支援者と定義する。

- ・高齢者のうち、要介護3～5に認定されている市民等
- ・障害者（児）のうち、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（児）（心臓・じん臓機能障害のみを除く）、愛の手帳1・2度を所持する知的障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者
- ・その他市長が認める市民等

③災害時要援護者の定義

○避難行動要支援者のうち、平常時から関係機関で情報共有することについての事前同意がある者を、災害時要援護者と定義する。

【現行事業】

災害時要援護事業

災害時要援護者事業登録の登録対象者（約9,000人）

<高齢者>

- ・要介護4・5で在宅
- ・要介護1～3の在宅で一人暮らしまたは高齢者のみ世帯

<障害者(児)>

- ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・自立支援医療（精神通院）
- ・難病患者福祉手当受給者

<その他>

災害時要援護者

約900人

災害時要援護者としての登録を希望し、事前の情報提供に合意した者。事前登録した支援者により安否確認を行う。

【新事業】

要配慮者

災害時に一定の配慮を必要とする者

- ・高齢者・障害者（児）（約34,000人）・妊産婦（約900人）・乳幼児（約7,000人）・外国人（約2,400人）

避難行動要支援者

約3,000人

<高齢者>

- ・要介護3～5で在宅

<障害者(児)>

- ・身体障害者手帳1・2級の第1種（心臓・じん臓機能障害のみを除く）
- ・愛の手帳1・2度
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級（で単身）
- ・市の生活支援を受けている難病患者

<その他>

災害時要援護者

約900人

災害時要援護者としての登録を希望し、事前の情報提供に合意した者。事前登録した支援者により安否確認を行う。

2 避難のための情報伝達

(1) 現状と課題

- 市は、複数の情報伝達手段を整備し、多角的・複合的に情報提供を行っているが、それぞれに長所と短所がある。例えば、防災行政無線は屋内にいる市民への情報提供が困難であるため、情報提供内容について問い合わせが多い。そのため、防災・安全メールや市ホームページ等他の手段を用いて情報提供を行っているが、市民に十分な周知が行き渡っていない。
- また、避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下、「避難準備情報等」という。）についての発表の基準や考え方について、市民への周知が不足している。
- さらに、災害時に特に情報を必要とする障害者（児）、高齢者、外国人等の要配慮者に対する情報提供手段が必要である。

(2) 今後の方向性

①避難準備情報等の発令・伝達

- 市は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、避難準備情報や、避難勧告・避難指示を発令する。避難準備情報等の発表の基準や考え方については、以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難情報)	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に

避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

②多様な手段の活用による情報伝達

○市は、災害時における災害情報や避難準備情報等について、要配慮者本人のみならず、その家族や避難支援者に対しても広く周知を図る必要がある。また、通信手段の途絶に対処できるようにできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。その際、通信手段は、デジタル機器のみならず、市民にとってわかりやすく、入手可能であることを考慮したアナログ媒体を使用した情報提供方法も併せて整備していく。

○以下、市が整備している情報提供体制・情報連携体制である。

防災無線	・固定系防災行政無線（屋外拡声子局、屋内戸別受信機）
	・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
	・防災用 MCA 無線
メール	・むさしの防災・安全メール
	・緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）
	・学校緊急メール
ホームページ	・防災情報システム（防災安全センターWEB等）
	・市ホームページ
地域メディア※1 （放送）	・むさしの-FMのFM放送
	・むさしの-FMのサイマル放送
	・JCOM 武蔵野三鷹のテレビ放送
	・JCOM 武蔵野三鷹の緊急文字放送
	・JCOM 緊急地震速報端末への緊急放送 ※自動起動機能有り
SNS	・ツイッター
アナログ	・広報車
	・消防団ポンプ車による広報
	・掲示板（各避難所・地域支え合いステーション）

※1 JCOM 武蔵野三鷹及びむさしの-FM と締結している「緊急放送に関する協定」に基づき、放送を実施するものである。

○災害時、市が被害状況等の情報収集を行い、収集した情報を市民等へ情報提供する場合は、市民等に必要な情報を精査するとともに、適切かつ十分な内容の情報提供に努める。

○今後、要配慮者に対する情報提供手段として、例えば視覚障害者・聴覚障害者等に対し、防災・安全メールへの登録促進とともに、受信メールを読み上げる携帯電話等の普及啓発などの情報提供手段の確保や、災害時には避難所に手話通訳者が参集し、災害情報等を提供するなど専門性のある支援体制のほか、（公財）武蔵野市国際交流協会等外国人支援団体と連携し、外国人に対する多言語による情報提供手段等の確保等に努めていく。

3 避難行動要支援者名簿・災害時要援護者名簿の作成

(1) 現状と課題

- 平成26年4月より、個人情報の共有に同意していない高齢者や障害者（児）等を含む名簿として、避難行動要支援者名簿を作成し、市に保管することが法改正により求められることとなった。しかし、現在はシステム上の課題もあり、名簿の一元的な管理はなされていない。
- 現在、個人情報の共有に同意した高齢者や障害者（児）等の名簿として、災害時要援護者名簿を作成している。
- 平成26年1月より、災害時要援護者情報を住民基本台帳情報・介護保険情報・障害者総合支援法情報と連動するシステム（以下「システム」という）で管理し、災害時要援護者名簿の作成を行っている。
- システムにより災害時要援護者およびその支援者の市内転居、市外転出、死去などの異動情報を抽出している。さらに、地域社協（福祉の会）や在宅介護支援センター等からの連絡などを合わせて、2か月に1度の頻度で災害時要援護者名簿の更新を行っている。
- 災害時要援護者名簿は、2か月に1度の頻度で、地域社協（福祉の会）および在宅介護支援センターと共有している。なお、紙媒体のみの共有である。
- 災害時要援護者名簿の他に、災害時要援護者登録台帳（個票）があり、本人の状態や通院・通所先、避難経路などを記載している。災害時要援護者登録台帳（個票）は市役所に正本を1部、地域社協（福祉の会）代表者が副本2部を保管している。
- 一部の集合住宅等では、災害時に自主防災組織による居住者の安否確認を行うという取り組みが整備されている。

(2) 今後の方向性

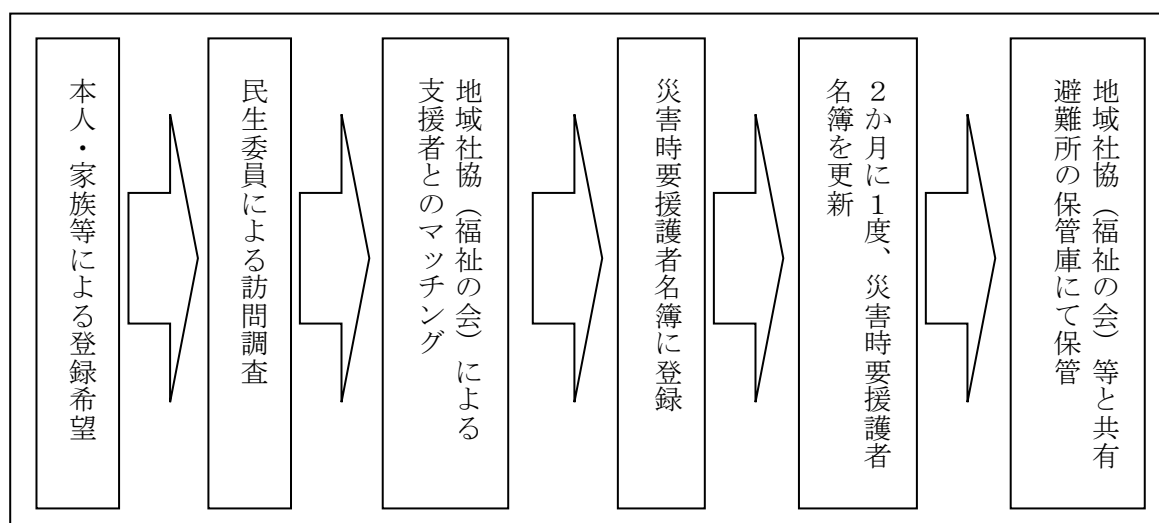
現行の災害時要援護者名簿（本人同意のある者のみ）に加えて、避難行動要支援者名簿（本人同意のない者も含む）を作成する。

①災害時要援護者名簿（同意あり名簿）の作成

- 市は、「第3章 1 避難行動要支援者等の定義」のとおり、避難行動要支援者のうち平常時から関係機関で情報共有することについての事前同意がある者を災害時要援護者とし、災害時要援護者名簿に掲載する。
- 市は、下記の手順で災害時要援護者名簿への登録を行う。
 - 1) 市は、災害時要援護者登録についての本人・家族からの希望（地域社協（福祉の会）、民生委員、在宅介護支援センター、医療・福祉・介護事業所などからの推薦による場合も含む）を受け付ける。
 - 2) 市は、災害時要援護者の登録を希望する市民について災害時要援護者登録台帳（個票）を作成し、民生委員に渡し、調査を依頼する。

- 3) 民生委員は、災害時要援護者登録を希望した市民の災害時要援護者登録台帳（個票）を用いて個別訪問を行い、登録の最終意思確認を行う。個別訪問後、必要事項を記載した災害時要援護者登録台帳（個票）を市へ返却する。
 - 4) 市は、民生委員から市へ返却された災害時要援護者登録台帳（個票）を地域社協（福祉の会）代表者に渡し、支援者とのマッチングを依頼する。
 - 5) 地域社協（福祉の会）代表者は、支援者のマッチング後、市へ災害時要援護者登録台帳（個票）を返却する。
 - 6) 市は対象者を災害時要援護者として登録し、災害時要援護者名簿に追加する。
- 災害時要援護者名簿の記載事項は、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」とする。
- 災害時要援護者名簿は2か月に1度の頻度で、更新を行う。システムにより災害時要援護者およびその支援者の市内転居、市外転出、死去などの異動情報を抽出する。さらに、地域社協（福祉の会）や在宅介護支援センター等からの連絡などを合わせて、必要な修正を行う。
- 災害時要援護者登録台帳（個票）は市が保管する他に、副本（コピー）を、災害時に避難所として指定されている市立小・中学校等（以下、「小・中学校等」という。）の保管庫にて保管する。名簿の更新の際に変更があったものについては、市が随時更新する。
- 1年に1度の避難行動要支援者名簿の一斉更新の際に、避難行動要支援者名簿掲載者に対して、制度の説明、災害時要援護者の登録促進、自宅避難のための啓発等を目的とした通知を送付する。なお、災害時要援護者名簿掲載者及び自主防災組織が安否確認を行う集合住宅に住む者等については、それに対応した通知とする。
- 災害時要援護者名簿は、2か月に1度の頻度で、市健康福祉部・防災安全部で共有するとともに、地域社協（福祉の会）、在宅介護支援センター、警察、消防と共有する。また、小・中学校等内の鍵のかかる保管庫にて保管する。

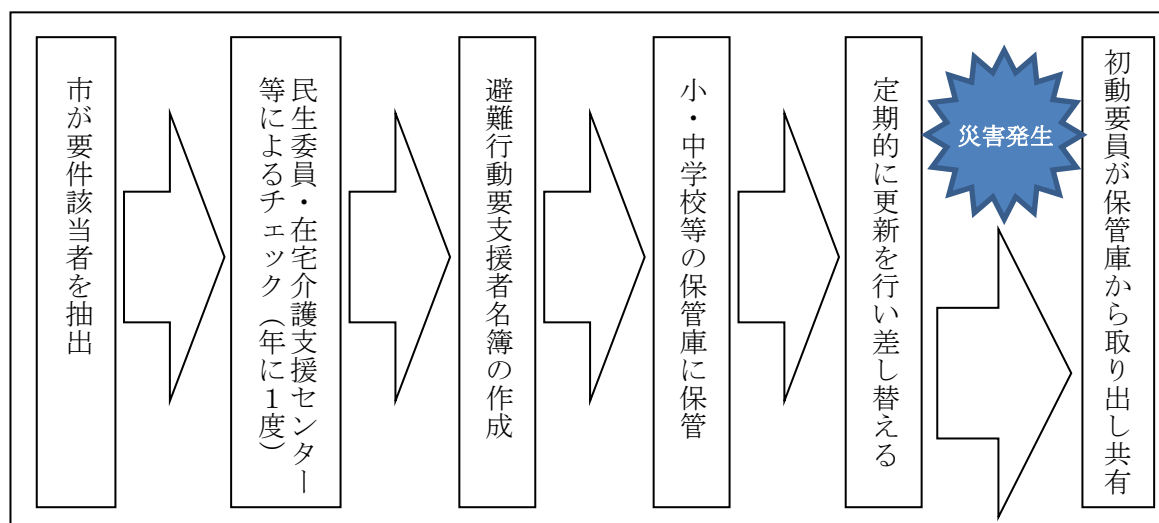
◎災害時要援護者名簿作成の流れ



②避難行動要支援者名簿の作成

- 「第3章 1 避難行動要支援者等の定義」により定義された高齢者および障害者(児)等(本人同意のない者も含む)及びその他の希望する者について、市が名簿を作成する。
- 避難行動要支援者名簿の記載事項は、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」とする(法49条の10第2項)。また、災害時要援護者名簿掲載者及び自主防災組織が安否確認を行う集合住宅に住む者等については、そのことが分かるようする。
- 名簿の一斉更新を1年に1度行う。システムから要件該当者を抽出した上で、管轄区域の民生委員・在宅介護支援センター・地域包括支援センター・基幹相談支援センターが確認し、掲載すべき者の追加や掲載不要な者の削除を行った上で、避難行動要支援者名簿を作成する。その上で、避難行動要支援者名簿掲載者に対して、制度の説明、災害時要援護者の登録促進、自宅避難のための啓発等を目的とした通知を送付する。なお、災害時要援護者台帳掲載者及び自主防災組織が安否確認を行う集合住宅に住む者等については、それに対応した通知とする。
- 避難行動要支援者名簿は、平常時において、市が所有し、管理する。市は、市役所および小・中学校等内の鍵のかかる保管庫にて保管する。
- 市は、転出等の異動情報や災害時要援護者名簿への登録などにかかる情報の更新を定期的に反映し、避難行動要支援者名簿の差し替えを行う。
- 大規模災害発生時またはそのおそれがある時には、初動要員が小・中学校等内の保管庫から避難行動要支援者名簿を取り出し、避難所内に結成される安否確認チームと共有する。
- 大規模災害発生時またはそのおそれがある時に、市は警察・消防等に、避難行動要支援者情報(本人同意のない者を含む)を提供する。

◎避難行動要支援者名簿作成の流れ



③避難行動要支援者名簿および災害時要援護者名簿のバックアップ

- 市において、下記のとおりバックアップ体制を取る。
 - (ア) 紙媒体による更新を行い保管する。
 - (イ) システムは住民基本情報システム内に組み込まれており、複数サーバーによるバックアップを行う。
 - (ウ) 外部記憶媒体（USB等）によるバックアップを取り、鍵のかかる保管庫にて保管する。

④市町村における情報の適正管理

- 避難行動要支援者名簿において、避難所と共有する情報の対象者は、避難所の対象とする範囲に居住する者のみとする。
- 災害時要援護者名簿において、共有する情報は、それぞれの共有先が所管する対象者のみとする。
- 避難行動要支援者名簿および災害時要援護者名簿は、全て鍵のかかる保管庫にて保管する。

4 発災時における安否確認体制の構築

(1) 現状と課題

- 「第1章1 現在の災害時避難行動支援体制」で述べたとおり、現在は災害時要援護者対策事業として、個人情報共有に同意した高齢者や障害者(児)を災害時要援護者(以下「要援護者」という)と設定している。地域社協(福祉の会)が選任した支援者2名が、震度5弱以上の地震が発生した時に要援護者の安否確認を行い、地域社協(福祉の会)が設置する安否確認受付へ報告に来ることになっている。
- 個人情報共有に同意していない避難行動要支援者(「第3章1 避難行動要支援者等の定義」参照)に対する安否確認の体制は現在構築されていない。
- 人工呼吸器使用者をはじめ医療依存度の高い在宅療養者などについては、発災後早期に支援策を講じる必要がある。保健所と市(障害者福祉課)によって難病の人工呼吸器使用者については個別支援プランの策定が進んでいるが、その他必要な者への対策を講じる必要がある。
- 東日本大震災の時には、本市は震度5弱を観測した。この時の災害時要援護者対策事業は震度6弱以上を実施震度としていたために全市的な活動は行われなかったが、自主的に安否確認に動いた市民が多くいたことは特筆すべきである。介護保険事業者その他様々な事業者等も自発的な安否確認に動いた。ただし、自発的な活動であったために情報の集約には至らず、課題の抽出は断片的なものになった。
- 要援護者や避難行動要支援者の中には、日中にデイサービス等へ通所している人が多く存在する。そのため、発災時にデイサービス等を利用して自宅にいない場合も想定される。しかし、外出時の安否情報を集約する手段が確立されていない。

(2) 今後の方向性

①災害時要援護者名簿(同意あり名簿)による安否確認の手順、②避難行動要支援者名簿による安否確認の手順、③集合住宅等における安否確認の手順、④医療・福祉・介護事業者による安否確認の手順、⑤通所施設の利用情報の集約手順を定め、平常時より準備しておく。

①災害時要援護者名簿(同意あり名簿)による安否確認の手順

おおむね、現行の災害時要援護者対策事業のとおりとする。

【発災前(平常時)】

- 1) 地域住民の中で災害時の安否確認等に協力する意思のある者は、あらかじめ地域社協(福祉の会)にその旨を伝え、「支援者」として登録を済ませる。
- 2) 地域社協(福祉の会)は、平常時から地域住民の支援者登録を進めるとともに、支援者情報を適切に管理する。
- 3) 市民社会福祉協議会は、地域社協(福祉の会)の活動を支援し、支援者登録に協力する。

- 4) 地域社協（福祉の会）は、市より受け取った災害時要援護者名簿に掲載された要援護者1名に対して、原則として2名の支援者を割り当て、これを登録した支援者に伝えるとともに市へ報告する。（グループ制による安否確認体制との選択制なども含め、要援護者の安否確認体制の詳細については、引き続き検討を行う）
- 5) 地域社協（福祉の会）は、個人情報の管理について、市との間で覚書を締結し適切に取り扱うこととする。
- 6) 支援者は、個人情報の管理について、市に誓約書を提出し適切に取り扱うこととする。
- 7) 支援者は、地域社協（福祉の会）から指定された要援護者の居所の把握に努めるとともに、可能な範囲で平常時から顔見知りになるなど関係づくりに努める。

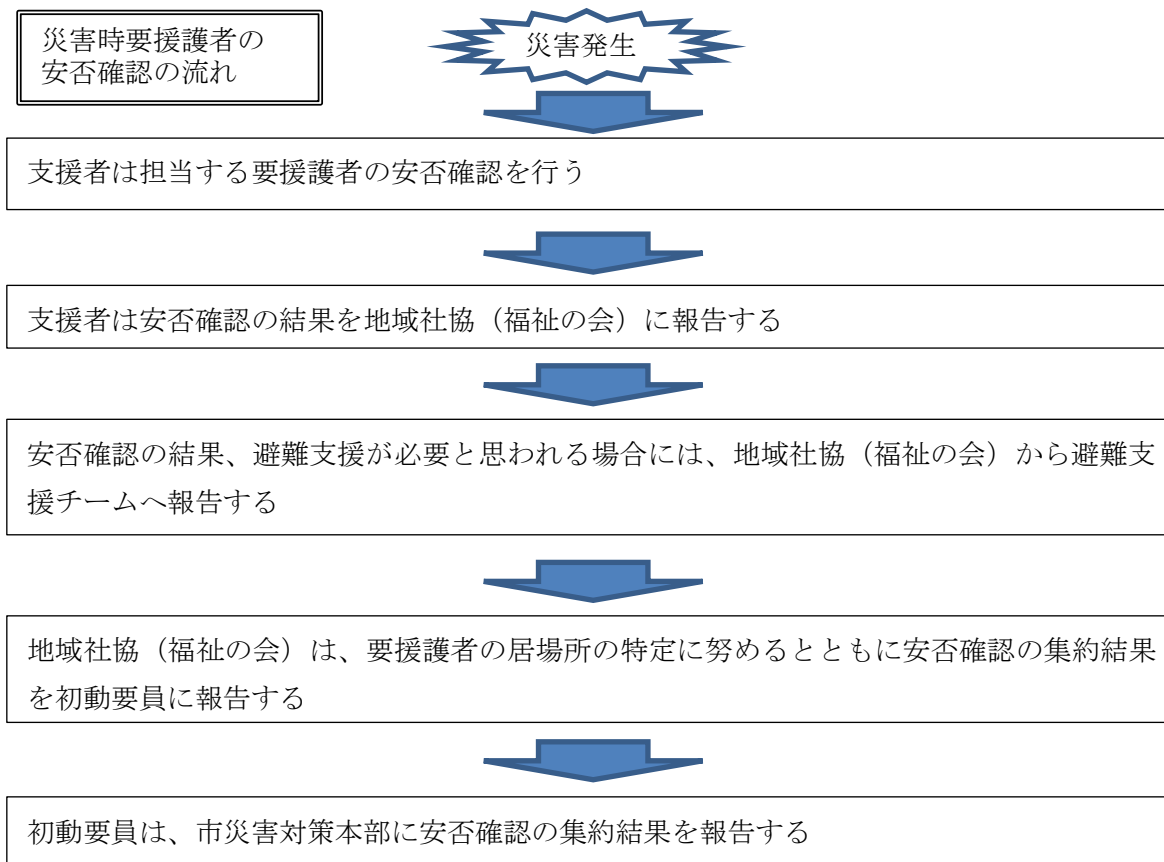
【大規模災害発災時】

- 1) 地域社協（福祉の会）は、震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、会長を中心に要援護者名簿による安否確認情報の集約体制を確立する。要援護者名簿はあらかじめ会長が所持しているもの、（または小・中学校等に保管しているもの）を使用する。
- 2) 支援者は、震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、自身及び家族等の安全を確保したのちに、あらかじめ決められた要援護者の安否確認を行う。なお、あらかじめ決められた要援護者がいない支援者は、可能な場合には避難所に向かい、安否確認チーム（次頁「②避難行動要支援者名簿による安否確認の手順」参照）に協力し、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 3) 支援者は、要援護者宅へ訪問し、要援護者本人の心身の状況や家族や部屋の状況等を「安否確認情報シート（仮称）」（「第4章7 各種連携ツールの活用」参照）に記載する。
- 4) 支援者は、登録元である地域社協（福祉の会）があらかじめ指定した受付場所に「安否確認情報シート（仮称）」を提出するとともに、知りえた情報を地域社協（福祉の会）に伝える。
- 5) 支援者は、要援護者の安否確認終了後、なお可能な場合は安否確認チームに協力し、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 6) 地域社協（福祉の会）は、支援者から「安否確認情報シート（仮称）」を受け取るとともに、要援護者の状況を支援者から聞き取り、要援護者の居場所の特定に努める。
- 7) 地域社協（福祉の会）は、「安否確認情報シート（仮称）」及び支援者から聞き取った情報等を元に避難支援が必要と思われる要援護者について、「避難支援コーディネーターチーム（「第3章4 発災時の安否確認」にて後述）」へ報告する。
- 8) 地域社協（福祉の会）は、支援者の報告が無かった要援護者および支援者が安否確認できなかった要援護者について、安否確認を行う。必要に応じて、安否確認チームへ該当者の安否確認を依頼する。
- 9) 地域社協（福祉の会）は、適宜、避難所責任者（原則、市の初動要員）へ安否確認情報結果を報告する。
- 10) 初動要員は、要援護者の安否確認情報を集約して、防災用MCA無線により市の災害対

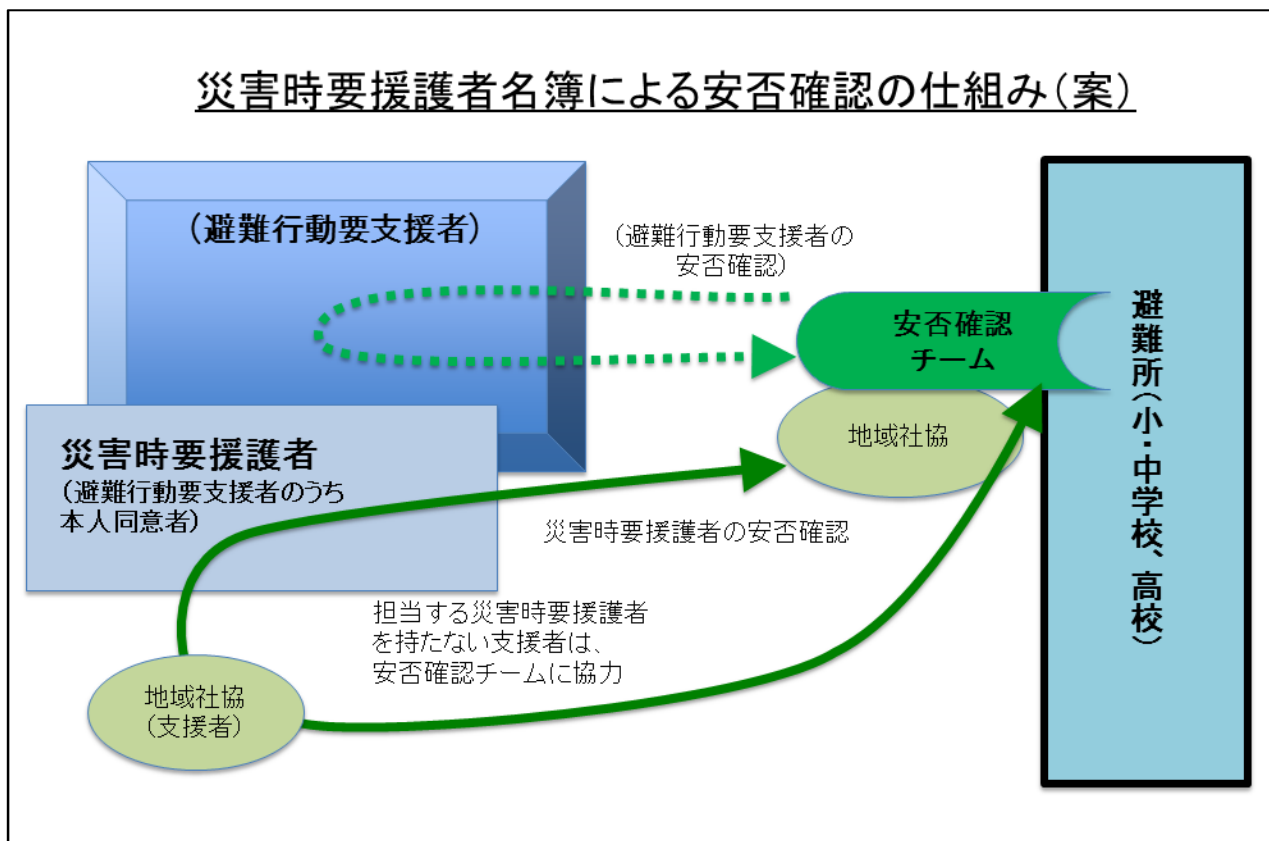
第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

策本部（立ち上がっていない場合は初動本部）へ随時報告する。

- 11) 地域社協（福祉の会）は、適宜安否確認チームに協力し、支援者とともに避難行動要支援者（※本人同意のない者）の安否確認に協力する。



災害時要援護者名簿による安否確認の仕組み(案)



②避難行動要支援者名簿による安否確認の手順

【発災前（平常時）】

- 1) 市は、避難行動要支援者名簿（不同意者を含む名簿）等について、適宜情報の更新を行いながら、小・中学校等に保管する。避難行動要支援者名簿は、災害時要援護者登録者や自主防災組織で安否確認を行う集合住宅等の居住者について分かるようにしておく。
- 2) あらかじめ各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等を中心に、避難行動要支援者の安否確認を行うためのコーディネーター（以下、「安否確認コーディネーター」という）を複数選任し、かつその優先順位を決めておく。

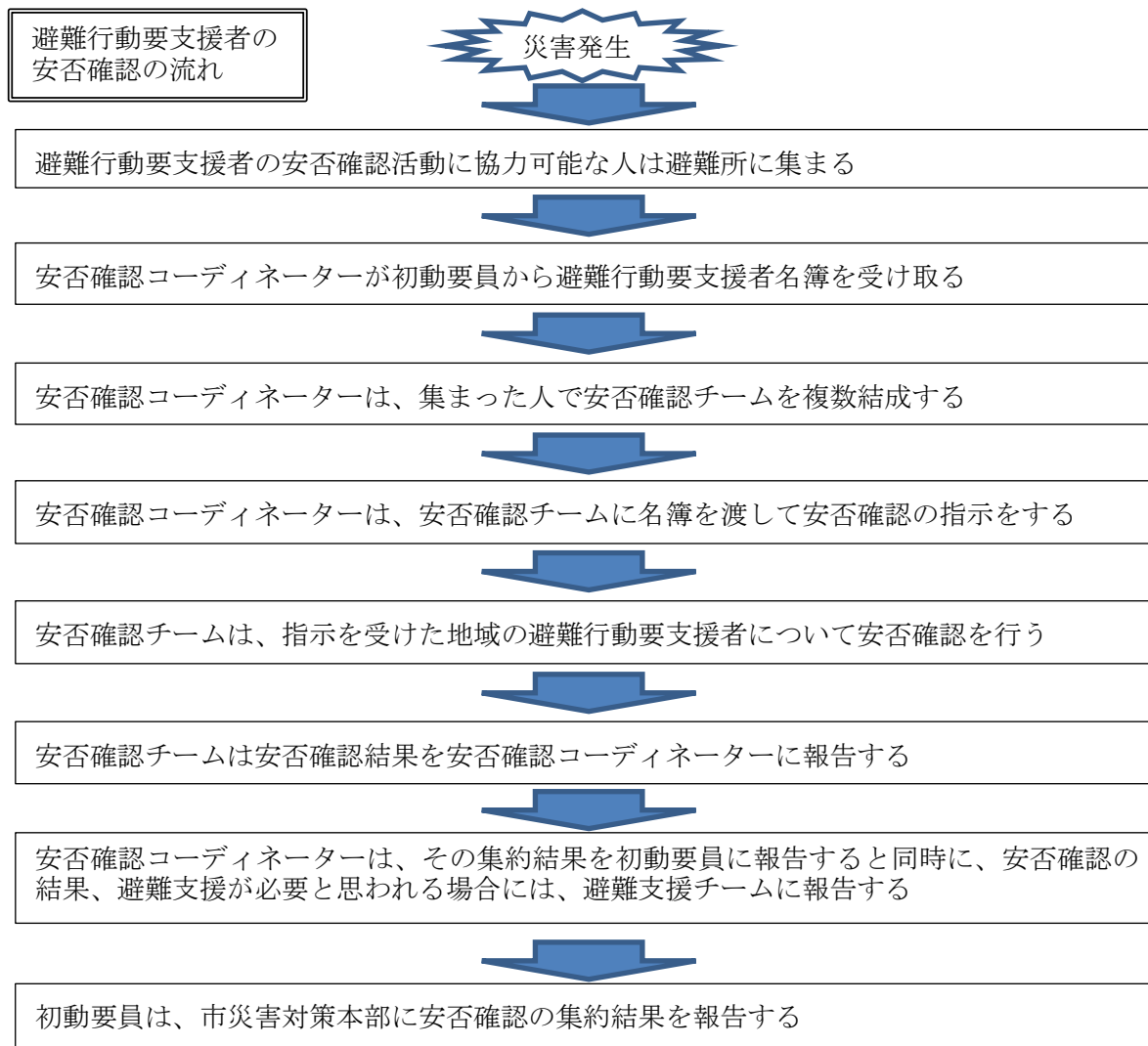
【大規模災害発生時】

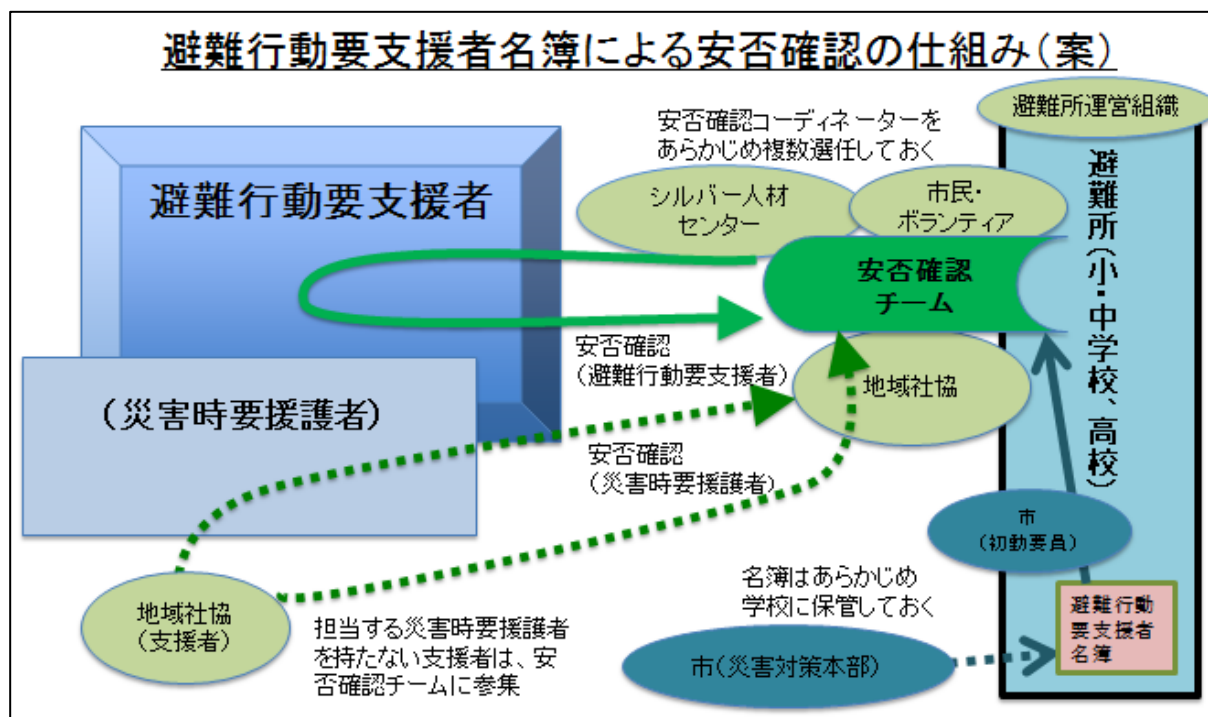
- 1) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害の発生により、初動要員（避難所配置職員）はあらかじめ定められた一時集合場所・避難所に出動する。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、安否確認コーディネーター及びシルバー人材センター会員、担当する要援護者のいない（災害時要援護者の）支援者（「①災害時要援護者名簿（同意あり名簿）による安否確認の手順」参照）は、自身及び家族等の安全を確保したのちに、あらかじめ決められた避難所へ向かう。担当する要援護者がいる（災害時要援護者の）支援者は、要援護者の安否確認終了後、なお可能な場合はあらかじめ決められた避難所へ向かう。
- 3) 初動要員は、（小・中学校等に保管されている）避難行動要支援者名簿等を、避難行動要支援者の安否確認コーディネーターに引き継ぐ。
- 4) 初動要員は、要援護者、避難行動要支援者にかかる安否確認情報等の集約について、各避難所での活動を補佐する。
- 5) 安否確認コーディネーターは、その場に参集したシルバー人材センター会員、地域社協（福祉の会）の運営委員および（災害時要援護者の）支援者、その他市民などとともに「安否確認チーム」を複数結成する。
- 6) 安否確認コーディネーターは、初動要員より渡された避難行動要支援者名簿から、安否確認チームに安否確認を指示する。安否確認の対象者は、地域社協（福祉の会）が安否を確認する災害時要援護者や自主防災組織が安否を確認する集合住宅の居住者などを除いた者とする。
- 7) 安否確認チームは避難行動要支援者宅へ出向き、避難行動要支援者本人の心身の状況や家族や部屋の状況等を「安否確認情報シート（仮称）」に記載する。
- 8) 安否確認チームは避難所へ戻り、あらかじめ指定した受付場所に「安否確認情報シート（仮称）」を提出するとともに、知りえた情報を安否確認コーディネーターに伝える。
- 9) 安否確認コーディネーターは、地域社協（福祉の会）からの依頼があった場合には、安否が未確認となっている要援護者の安否確認を、安否確認チームに指示する。
- 10) 安否確認コーディネーターは、「安否確認情報シート（仮称）」及び安否確認チームから聞き取った情報等を元に、避難支援が必要と思われる避難行動要支援者および要援

第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

護者について、避難支援チームへ情報提供を行う。

- 11) 安否確認コーディネーターは、適宜、避難所責任者（原則、市の初動要員）へ安否確認情報結果を報告する。
- 12) 初動要員は、避難行動要支援者の安否確認情報を集約して、防災用 MCA 無線により市の災害対策本部（立ち上がっていない場合は初動本部）へ随時報告する。





③自主防災組織を組織している集合住宅等における安否確認の手順

【発災前（平常時）】

- 1) 自主防災組織を組織している集合住宅等においては、発災時に住民の安否確認を行うことが出来るよう準備する。
- 2) 自主防災組織で発災時の安否確認を行うことを、市（防災課）へ連絡し、事前登録する。市は、自主防災組織で安否確認を行うと意思表示している集合住宅等について、避難行動要支援者名簿に表示する。

【大規模災害発生時】

- 1) 発災後、集合住宅等に居住する住民の安否確認を行う。
- 2) 自主防災組織は、当該地域に設置された避難所内の安否確認コーディネーターへ照会し、当該集合住宅等に住む避難行動要支援者についての情報提供を受けることができる。
- 3) 発災 48 時間以内を目途に、あらかじめ決められた避難所の安否確認コーディネーターに、安否確認状況を報告する。

④医療・福祉・介護事業者による安否確認の手順

【在宅医療関係事業者（訪問看護師等）】

- 1) 平常時において、事業者がサービス提供している市民のうち、人工呼吸器使用者をはじめ医療依存度が高く、発災後早期に支援策を講じる必要がある在宅療養者などに対する安否確認体制を構築するよう努める。
- 2) 震度 5 弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、自身及び家族等の安全を

第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

確保したのちに、利用者の状況確認を行う。

- 3) 利用者宅へ出向く、もしくはあらかじめ設定した方法などで、利用者本人の心身の状況や家族の状況、部屋の状況等を確認し、「安否確認情報シート（仮称）」に記載する。
- 4) 市（災対健康福祉部／基幹相談支援センター）へ「安否確認情報シート（仮称）」を提出するとともに、その後の生活支援に必要と思われる情報を市（災対健康福祉部／基幹相談支援センター）と共有する。
- 5) 事業所としてのサービス提供が再開できるよう体制を整えるとともに、継続して利用者の生活支援を行う。

【介護保険事業者（ケアマネジャー等）】

- 1) 平常時において、事業所がサービス提供している市民のうち、避難行動要支援者を中心に安否確認が必要な市民に対する安否確認体制を構築するよう努める。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、自身及び家族等の安全を確保したのちに、利用者の状況確認を行う。
- 3) 利用者宅へ出向き、利用者本人の心身の状況や家族の状況、部屋の状況等を「安否確認情報シート（仮称）」に記載する。
- 4) 事業所に最寄りの在宅介護支援センターへ「安否確認情報シート（仮称）」を提出するとともに、その後の生活支援に必要と思われる情報を在宅介護支援センターと共有する。
- 5) 事業所としてのサービス提供が再開できるよう体制を整えるとともに、継続して利用者の生活支援を行う。

【障害者総合支援法に基づく事業者（相談支援専門員等）】

- 1) 平常時において、事業所がサービス提供している市民のうち、避難行動要支援者を中心に安否確認が必要な市民に対する安否確認体制をあらかじめ構築するよう努める。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、自身及び家族等の安全を確保したのちに、利用者の安否確認を行う。
- 3) 利用者宅へ出向き、利用者本人の心身の状況や家族の状況、部屋の状況等を「安否確認情報シート（仮称）」に記載する。
- 4) 市（災対健康福祉部／基幹相談支援センター）へ「安否確認情報シート（仮称）」を提出するとともに、その後の生活支援に必要と思われる情報を市と共有する。
- 5) 事業所としてのサービス提供が再開できるよう体制を整えるとともに、継続して利用者の生活支援を行う。

【通所施設】

- 1) 平常時において、施設がサービス提供をしている市民について、安否確認報告用のリストを準備しておく。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が、施設に利用者がある時に発生した場合、自身と利用者および他の職員の安全を確保した上で、施設内にいる利用者につい

て、上記のリストを用いて事業所に最寄りの在宅介護支援センターもしくは市（災対健康福祉部／基幹相談支援センター）へ報告する。

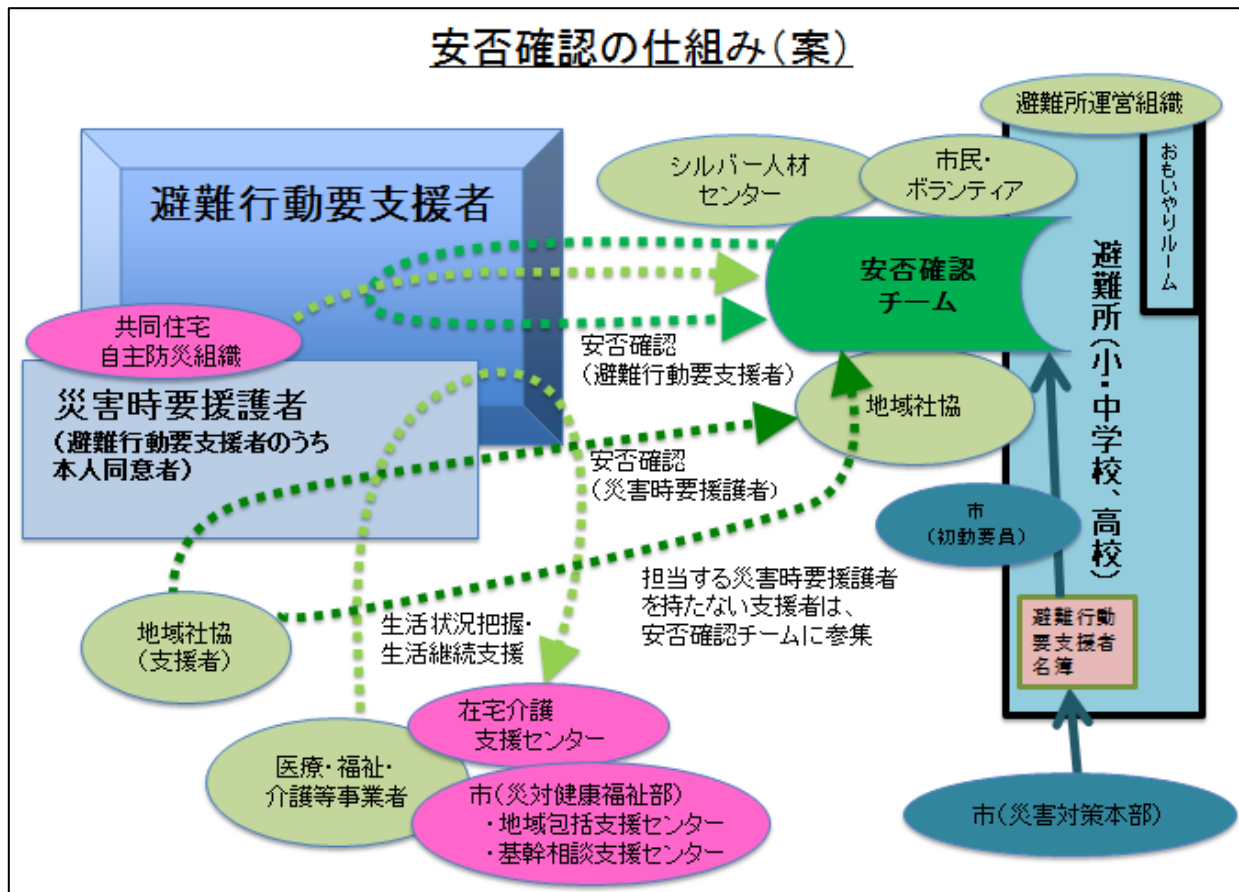
- 3) 事業所としてのサービス提供が再開できるよう体制を整えるとともに、継続して利用者の生活支援を行う。

【在宅介護支援センター】

- 1) 平常時において、発災時に地域の避難行動要支援者等の生活支援拠点として機能できるよう、災害時の体制の強化に努めておく。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、職員の安全を確保したのちに、事業所等から集まる災害時要援護者、避難行動要支援者等の安否確認情報を集約できる体制を整える。
- 3) 災害時要援護者・避難行動要支援者には該当しないが、安否確認を要すると考えられる者への安否確認を行う。
- 4) 介護保険事業者から集まった情報等を集約し、市（災対健康福祉部／地域包括支援センター）に情報を伝える。
- 5) 市（災対健康福祉部／地域包括支援センター）より、担当地域の避難行動要支援者についての安否確認情報を受け取る。
- 6) 発災後48時間を目途に、事業者による安否確認が行われていない在宅の要介護3～5の避難行動要支援者について安否確認を開始する。

【市（災対健康福祉部／地域包括支援センター・基幹相談支援センター）】

- 1) 平常時において、発災時に事業者からの安否確認情報を集約できるよう準備をしておく。
- 2) 震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、職員の安全を確保したのちに、災害時要援護者、避難行動要支援者等の状況が把握できる体制を整える。
- 3) 在宅介護支援センターおよび通所施設から集まった安否確認情報を集約し、地域別に分類して、その結果を担当する地域の在宅介護支援センターや避難所に伝達する。
- 4) 在宅医療関係事業者（訪問看護師等）および障害者総合支援法に基づく事業者（相談支援専門員等）から集まった情報等を集約する。
- 5) 事業者による安否確認が行われていない、人工呼吸器使用者をはじめ医療依存度が高く、発災後早期に支援策を講じる必要がある在宅療養者がいる場合には、速やかな安否確認を行う。
- 6) 事業者による安否確認が行われていない在宅の身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（児）（心臓・じん臓機能障害のみを除く）、愛の手帳1・2度を所持する知的障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者がいる場合には、市による安否確認を行う。



5 安否確認後の避難支援体制の構築

(1) 現状と課題

- 防災に関する市民意識調査（平成23年12月実施）によると、自宅に倒壊や火災延焼の危険がない場合、「備蓄した食料などを活用して可能な限り自宅にとどまる」「基本的に自宅にとどまるが食料などの物資だけ避難所に取りに行く」が8割以上を占めている。この結果を踏まえ、市は災害時に避難所ありきではなく、自宅生活継続の考え方を推進し、防災ハンドブックや防災講話等で積極的に市民に周知している。
- これまで地域社協（福祉の会）を中心とした災害時要援護者事業によって、要援護者の安否確認体制が構築されていたが、安否確認の結果、避難が必要となった場合の避難支援体制については、課題とされてきた。

(2) 今後の方向性

避難支援チームは自宅生活が困難な避難行動要支援者を避難所へ移送支援する。安否確認の結果、自宅に被害がなく、家族がいる場合など、自宅生活継続が可能である場合は、避難行動要支援者は自宅生活を継続することを基本とする。

①避難支援チームの構成

【発災前（平常時）】

- 1) 市民安全パトロール隊及び防災推進員は、避難支援行動要支援者のうち避難支援が必要となった場合に備え、各避難所における避難支援体制を構築するよう努める。
- 2) 災害発生後における避難行動要支援者の避難支援には、市のみならず、様々な地域団体、事業者、関係機関との連携・協力が必要不可欠である。このため市民安全パトロール隊、防災推進員、及び避難所運営組織（設立されている場合に限る）は協力し、地域の実情に応じて避難支援コーディネーターを複数名選任し、その中で順位を決めておく。
- 3) 避難支援には、体力・機動力なども必要である。このため市は、平常時から市内大学や市内企業等に対して呼びかけ、大学生・企業による避難支援等のボランティアの確保に努める。
- 4) 集合住宅の自主防災組織は、オートロックにより支援者（地域住民）や安否確認チームによる安否確認が困難であることなどから、日頃より集合住宅内の要配慮者を把握するとともに、安否確認・避難支援の態勢を構築するよう努める。
- 5) 自主防災組織がない集合住宅に対し、市は平常時より集合住宅管理組合に対し、自主防災組織設立を促すとともに、自主防災組織設立を支援する。

【大規模災害発災時】

- 1) 市民安全パトロール隊、防災推進員、避難所運営組織（設立されている場合に限る）

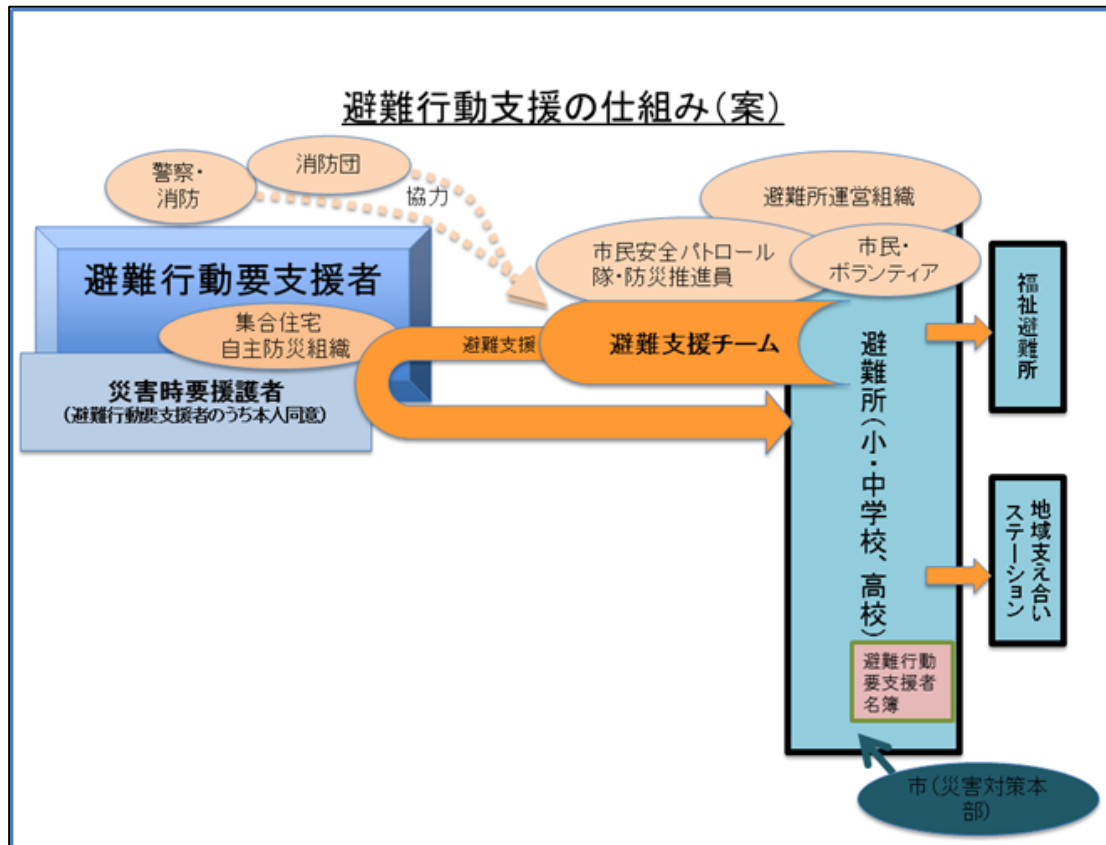
第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

は、震度5弱以上の地震発生その他の大規模災害が発生した際、自身及び家族等の安全を確保したのちに、あらかじめ決められた避難所へ向かう。

- 2) 避難支援コーディネーターは、地域社協（福祉の会）や安否確認コーディネーターから報告された、避難支援が必要な避難行動要支援者の避難支援の指揮をとる。
- 3) 避難支援コーディネーターの指揮のもと、市民安全パトロール隊及び防災推進員は、市の初動要員、避難所運営組織、大学生・企業ボランティア等と協力し、大学生・企業ボランティアや避難所避難者、及び地域住民を中心とした避難支援チームを組織する。
- 4) 避難支援チームは、4～5名で1組を原則とし、避難が必要な避難行動要支援者の避難支援を行う。

②避難所への移送支援

- 1) 避難所はプライバシーが守れないことが多く、設備面に関しても不自由をかけることも多く、避難することによってかえって健康を損なう可能性もあることから、安否確認の結果、自宅に被害がなく、家族がいる場合など、自宅生活継続が可能である場合は、避難行動要支援者は自宅生活を継続することを基本とする。
- 2) 安否確認の結果、避難支援が必要となった場合は、避難支援チームは、あらかじめ定めた避難所に避難行動要支援者を誘導・移送する。
- 3) ただし、避難準備情報等発令された地区においては、市・消防団が、警察・消防、自主防災組織、避難支援チームの協力を得て、避難行動要支援者全員の誘導・移送を行う。
- 4) 避難行動要支援者宅が一部倒壊又は倒壊の危険性がある場合など避難支援が困難な場合は、避難支援チームは避難所責任者（原則、市の初動要員）に速やかに報告する。避難所責任者は、災害対策本部に対し、警察・消防等による避難支援を要請するとともに、必要に応じて、警察・消防等に直接避難支援を要請する。
- 5) 集合住宅等の自主防災組織は、居住者の安否確認の結果、避難支援が必要な者がいた場合は、避難所等へ移送する。ただし、集合住宅の自主防災組織のみによる避難支援が困難である場合は、避難所に避難支援チーム派遣を要請する。
- 6) 避難支援チームは、避難所へ移送した結果を、避難支援コーディネーターへ報告する。報告を受けた避難支援コーディネーターは、市の初動要員（避難所責任者）に報告する。市の初動要員（避難所責任者）は移送結果を安否確認情報とあわせて市災害対策本部に報告する。



6 生活継続支援体制の構築

(1) 現状と課題

- 現在の災害時要援護者対策事業において、名簿を所持しているのは市のほか地域社協（福祉の会）、在宅介護支援センターのみである。個々の要援護者の現状について、地域社協（福祉の会）の中には、「安否確認チェックシート」を作成しており、安否確認により得られた要援護者の状況をこのシートに集約する仕組みを作っているところもある。
- 安否確認等により得られた情報が、その後の支援へとつながるよう仕組みを整備する必要がある。
- 避難所は避難者のみならず、その地域の被災者支援拠点であることから、避難所ではなく自宅において生活を継続する被災者（以下、「自宅生活継続者」という。）に対する情報の発信場所、食料、生活用品等の配布場所でもある。しかしながら、自宅生活を継続している避難行動要支援者は避難所でこれらの情報、食料、生活用品等を避難所で受け取ることが困難であることから、避難所から当該避難行動要支援者に必要な情報、物資等を届けるなど自宅生活継続支援が必要である。

(2) 今後の方向性

①避難行動要支援者の引継ぎ

- 安否確認・避難支援活動により得られた情報が後の支援へとつながるよう、今後は避難所等に避難した避難行動要支援者や在宅生活を継続している避難行動要支援者の情報について市職員等避難所等の責任者に引き継いでいく。
- その際、避難行動要支援者が確実に必要な支援を受けられるよう、名簿情報に加えて居所や状態その他の情報が、避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。
- 避難行動要支援者の情報の円滑な伝達のため、安否確認情報シート（仮称）を活用するとともに、緊急医療情報キットやヘルプカードの利用も検討する。（「第4章7 各種連携ツールの活用」参照）

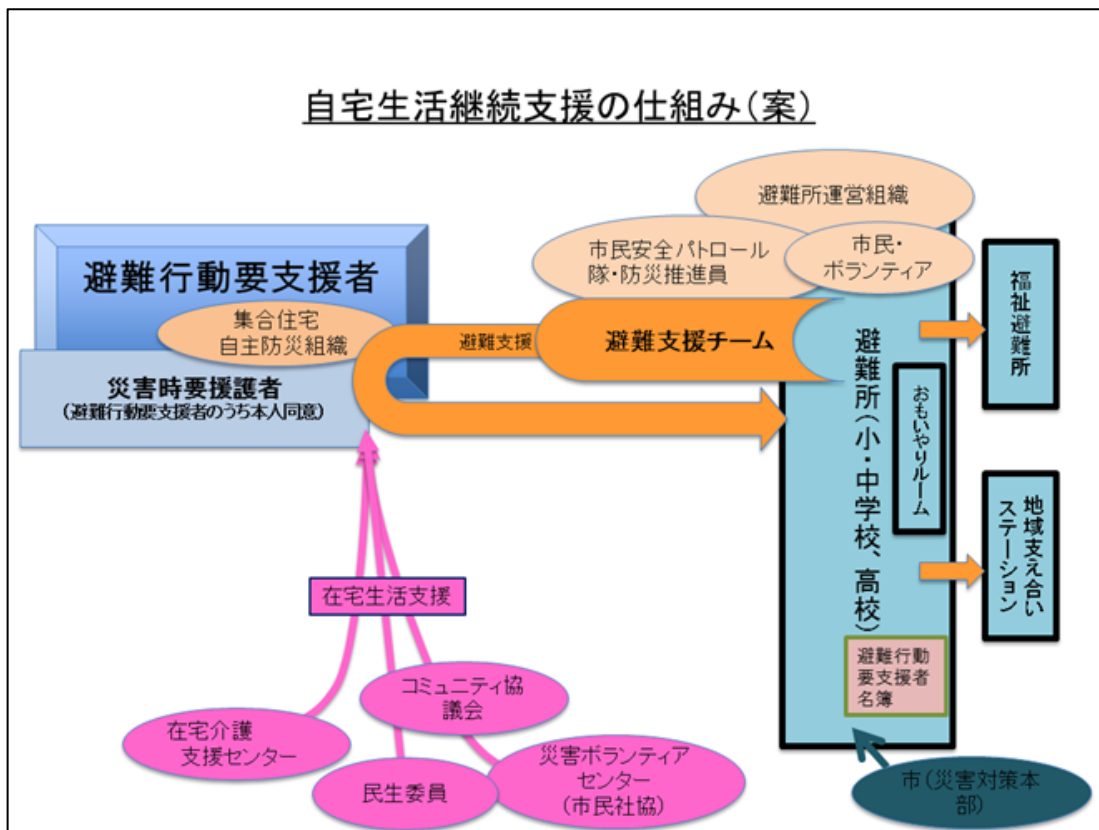
②自宅避難の継続支援

- 1) 発災から72時間程度までを目安に、自宅生活を継続している避難行動要支援者に対して生活継続支援活動をスタートさせる。避難支援チーム、民生委員が連携し、自宅生活継続支援を行う。
- 2) 在宅介護支援センターは、自宅生活継続支援として、在宅介護支援事業者（ケアマネジャー、ヘルパー等）の事業継続支援（安否確認情報や物資・医療・介護サービス情報等の集約と提供）を行う。
- 3) 発災後72時間以降は、被災地外からのボランティアの応援が駆けつけてくると予想されるため、災害ボランティアセンターを中心とし、被災地外からのボランティア、

民生委員、在宅介護支援センター等が連携し、水・食料・情報等の自宅生活継続支援を行う。

- 4) 介護・障害事業者は、サービス供給体制の復旧に努め、速やかにサービス受給者への生活支援を開始する。
- 5) 自主防災組織は、地域内における自宅生活継続のため、避難所で水・食料・情報等受け取り、地域内に配布する。
- 6) なお、コミュニティセンターは、「災害時地域支え合いステーション」として下記の6項目を地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会を中心に検討することとなっているため、今後具体化していく。

- ・ 防災用MCA無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
- ・ 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
- ・ 災害時要援護者で、専門的なケアが必要な方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
- ・ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
- ・ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ・ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設



【時系列による災害発生以降の各団体・機関の役割（案）】

	発災直後	超急性期		急性期
	発災～6時間	～48時間	～72時間	～1週間程度
①初動要員 (避難所配置職員)	各避難所で「避難行動要支援者名簿」設置	安否確認、避難支援活動の支援		2つ合わせることで「避難行動要支援者名簿」の掲載者を網羅
②地域社協 (福祉の会)	支援者安否確認開始	「災害時要援護者」の安否確認情報集約、居場所特定		
③シルバー人材センター／市民・ボランティア	安否確認チーム結成	「避難行動要支援者」の安否確認、居場所特定		
④在宅医療関係事業者 (訪問看護師等)	人工呼吸器装着者等の安否確認 ～ 在宅医療サービスの継続・再開／避難支援			
⑤介護保険事業 (ケアマネジャー等)		各サービス事業所の契約者の状況把握 ～ 在宅介護支援センターへ避難行動要支援者の安否状況報告 ～ 生活継続のための物資・医療・介護サービスの確保		
⑥障害者総合支援法事業者 (相談支援専門員等)		各サービス事業所の契約者の状況把握 ～ 市へ避難行動要支援者の安否状況報告 ～ 生活継続のための物資・医療・介護サービスの確保		
⑦通所介護・通所リハ事業者	(開所時間中の場合)施設内にて避難している利用者について在宅介護支援センターへ報告	通所介護・通所リハ事業者として継続・再開／避難支援		
⑧在宅介護支援センター	名簿に載らない多課題ケースの安否確認	安否未確認の「避難行動要支援者」の所在確認	⑤⑦と連携した避難行動要支援者等への支援	
⑨市(災対健康福祉部／地域包括支援センター・基幹相談支援センター)	名簿に載らない多課題ケースの安否確認	安否未確認の「避難行動要支援者」の所在確認	④⑥⑧と連携した避難行動要支援者等への支援	

第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

	発災直後	超急性期		急性期
	発災～6時間	～48時間	～72時間	～1週間程度
⑩市民安全パトロール隊／防災推進員／避難所運営組織／大学・企業・市民・ボランティア	避難支援チーム結成	地域社協（福祉の会）等の要請に応じて、避難支援活動 これまでの安否確認結果により物資配布等支援への協力		
⑪警察・消防	①～⑧の要請に応じて支援			
⑫消防団	⑧に協力して避難支援			
⑬共同住宅自主防災組織	建物居住者の安否確認	建物居住者の生活継続支援（必要に応じて避難支援）		
⑭コミュニティ協議会	地域支え合いステーション開設、おもいやりルームの提供・物資配給・情報提供の拠点			
⑮民生委員	地域社協（福祉の会）と協力し、安否確認情報集約、居場所特定	主に在宅生活継続者への支援		
⑯市民社協・ボランティア	市災害ボランティアセンター開設		ボランティア受付、ニーズとのマッチング、派遣による生活継続支援	

7 個別計画の策定

(1) 現状と課題

- 現在の災害時要援護者対策事業において、災害時要援護者名簿を作成するとともに、災害時要援護者登録台帳（個票）を作成している。
- 災害時要援護者登録台帳（個票）は、民生委員が訪問して聴き取り調査を行っている。
- 記載内容は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、要援護者区分（要介護度や障害等級など）、本人の状態（歩行・コミュニケーション・認知・サービス利用の状況など）、医療情報、災害時の持ち物、家族構成、支援者の氏名・住所・連絡先、避難場所、避難方法、要援護者宅から避難場所までの地図、普段いる部屋・寝室の位置、緊急時の家族連絡先など多岐に渡る内容を記載している。
- 災害時要援護者登録台帳（個票）には、届け出た個人情報について関係機関で共有することの本人の承諾について、署名・捺印を受けている。
- 災害時要援護者登録台帳（個票）は市役所が正本1部、地域社協（福祉の会）代表者が副本2部を保管しているが、管理が煩雑になっている。
- 要援護者にはそれぞれ2名の支援者がマッチングされており、安否確認を行うところまでは個別計画が策定されているといえる。また、災害時要援護者登録台帳（個票）には要援護者宅から避難場所までの地図、普段いる部屋・寝室の位置、緊急時の家族連絡先などが記載されていることから、避難支援までの個別計画も策定されているといえるが、避難支援についての情報の活用方法が明確になっていない。

(2) 今後の方向性

現行の災害時要援護者登録台帳（個票）を継続使用し、具体的な活用につなげる。

① 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

- 災害時要援護者（事前に個人情報の共有について承諾している避難行動要支援者）については、現在の災害時要援護者登録台帳（個票）を個別計画とし、引き続き使用していく。

② 具体的な支援方法に関する調整

- 災害時要援護者登録台帳（個票）は、市役所および小・中学校等の保管庫に保管する。発災時には初動要員が取り出し、避難支援の実施およびその後の生活支援に活用できるようにする。また、災害時要援護者の支援者には、担当する要援護者の支援者としての活動に必要な範囲の情報を事前に伝える。
- 災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿による安否確認や、医療・福祉・介護事業者による安否確認において記載する安否確認情報シート（仮称）について、その後の生活支援にも活用できるよう調整することが必要である。

8 避難行動要支援者の避難支援の前提条件

(1) 現状と課題

- 現行の災害時要援護者対策事業における支援者に対しては、支援者本人や家族等の生命及び身体の安全の確保が大前提として周知している。また、安否確認の実施は義務ではなく、可能な範囲での協力を依頼している。
- 現行の災害時要援護者対策事業により、個人情報の共有について事前同意のある高齢者や障害者（児）等について、平常時から関係機関と情報共有する仕組みは整備されているが、その他の高齢者や障害者（児）等の個人情報について、大規模災害発生時に関係機関と共有する仕組みは構築されていない。

(2) 今後の方向性

避難行動要支援者への円滑な支援のみならず、避難支援等関係者等の安全確保や守秘義務、避難準備情報が出た地域への対応などについて、考え方を整理し、その周知に努める。

①避難支援等関係者等の対応原則

- 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが本事業実施の大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

②避難支援等関係者等の安全確保の措置

- 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を共有するとともに、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者が自らの安全の確保の後に安否確認・避難支援活動に従事することや、避難支援等関係者は避難支援活動の結果に対して責務を負うものではないことを説明しておく必要がある。

③名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

- 名簿情報を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、守秘義務違反には当たらない。
- しかし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、守秘義務違反になる。

④避難準備情報が出た地域についての対応

- 避難準備情報は、発災時の状況として、避難行動要支援者など避難行動に時間を要する

第3章 避難行動支援体制の現状と課題及び今後の方向性

者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況である。

- そのため、避難行動要支援者は、当該避難準備情報が発令された地域において、自宅に被害がない場合であっても避難所に避難する必要がある。この場合は、避難行動要支援者の安否確認を行わず、市・消防団が、警察・消防、自主防災組織、避難支援チームの協力を得て、避難行動要支援者全員の誘導・移送を行う。

9 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法等

(1) 現状と課題

- 一時避難場所と避難所は同じ学校敷地内にあるが、火災延焼等により一時避難場所ではなく、広域避難場所に一時的に避難させた場合に、そこから避難所への移送方法が不明確である。
- 避難行動要支援者や要配慮者を自宅から避難をさせるか否かの判断や、避難させる場合の避難先（避難所、おもいやりルーム、福祉避難所等）を適切に振り分けるための基準が必要である。

(2) 今後の方向性

①避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

- 避難行動要支援者を広域避難場所など一時的な避難場所に避難させた場合には、そこから避難所へ速やかに移送できるよう、避難支援チームの連携方法を地域ごとにあらかじめ整備しておく。

【広域避難場所（武蔵野市地域防災計画（平成25年修正）抜粋）】

名称	所在地
グリーンパーク	吉祥寺北町5丁目、緑町2・3丁目、八幡町2丁目
成蹊学園グラウンド	吉祥寺北町3丁目
井の頭恩賜公園	御殿山1丁目
小金井公園	桜堤3丁目、小金井市関野町1・2丁目他
国際基督教大学周辺	三鷹市大沢3丁目他

※広域避難場所…大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを広域避難場所として指定している。

②円滑な移送に向けた取り組み

- 「介護トリアージ（仮称）」の検討を進めることにより、避難行動要支援者や要配慮者の振り分けが適切になされることが期待される（「第4章6 避難者の振り分け基準の検討」参照）。その振り分けに従った移送が円滑に行われるよう考慮していく。
- 避難所やコミュニティセンターにおける「おもいやりルーム」の具体化について検討を進め、要配慮者の避難先を確保していく。

10 個人情報保護の仕組みづくり

(1) 現状と課題

- 現行の災害時要援護者事業において、市と地域社協（福祉の会）との間で、個人情報の管理に関する覚書を交わしている。
- また、災害時要援護者の支援者は、個人情報の保護に関する誓約書を市へ提出している。
- 法改正に伴い、大規模災害発生時またはそのおそれがある時には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に対して個人情報の提供を行うことになる。よって、本人の利益が損なわれないような配慮が必要である。

(2) 今後の方向性

災害時要援護者の個人情報に関しては、覚書や誓約書の内容を実施することを継続するとともに、避難支援関係者へ対して、個人情報保護に関する説明や研修等を行う。

①避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

- 市は、避難支援等関係者の個人情報の取り扱いについて、避難行動要支援者の利益が損なわれないことがないように、避難支援等関係者に説明する。
- 避難行動要支援者名簿において、避難所と共有する情報の対象者は、避難所の対象とする範囲に居住する者のみとする。
- 災害時要援護者名簿において、共有する情報は、それぞれの共有先が所管する対象者のみとする。
- 避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿および災害時要援護者登録台帳（個票）は、全て鍵のかかる保管庫にて保管する。
- 避難行動要支援者等の個人情報が目的外で使用されないよう徹底する。

②避難支援等関係者等への個人情報に関する研修

- 地域または団体ごとに、それぞれの構成員である避難支援等関係者に対する個人情報に関する研修等を行い、適正な取り扱いに努める。

第4章 さらに避難行動支援のために取り組むべき事項

1 地震以外の災害（台風・大雪・停電等）における対応

（1）地震以外の災害時における情報提供

- 本市においては、津波等の被害は想定されないことから、地震とそれに伴う火災延焼を最大の脅威と捉え、対策を強化する。地震以外に想定される台風・大雪・停電等の災害において、住民に対し防災行政無線や防災・安全メール、市ホームページ等による情報提供のほか、広報車や掲示板等を利用し、多角的・複合的に災害情報を提供する。
- また、上記台風・大雪・停電等の災害情報提供の際は、屋外に避難するとかえって危険な場合も考えられることから、屋内退避の情報提供を必要に応じて行う。

（2）地震以外の災害時における支援体制

- 避難支援を要する状況がある場合には、市長の判断により避難支援等関係者へ対応を要請するなど支援体制について今後検討していく。

2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

(1) 要配慮者への啓発等

- 市および避難行動等関係者は、要配慮者自身が避難（在宅避難含む）について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、啓発する。
- 親が帰宅困難者となった場合の子どもへの配慮も必要である。

【例】

- ・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・地域の防災訓練等への参加
- ・発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3か所程度決める
- ・親が帰宅困難になった場合を想定した、子どもを持つ家庭への自助・共助を促す啓発等

(2) 避難支援等関係者の研修

- 地域の防災力を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成する。

【例】

- ・防災推進員や自主防災組織等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障害者（児）等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- ・地域の会合等における避難行動要支援者名簿等の意義やその活用についての普及・啓発するための防災に関する研修
- ・個人情報漏えいを防止するための研修等

3 避難行動支援に係る地域づくり

(1) 避難所運営組織を中心とした災害時の体制づくり

- 災害時の対応について、避難所運営組織を中心とした各団体の役割を、地域に応じて調整する必要がある。
- 避難所の中で安否確認チームや避難支援チームが円滑に活動を行うために、これらが避難所運営組織の中で位置付けられることが期待される。
- 市は、今後も自主防災組織の設立支援を行うとともに、自主防災組織等による避難所運営組織が設立されるよう、積極的な支援を行っていく。

(2) 地域の中での働きかけ

- 住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から自主防災組織の設立支援など、災害に強い地域づくりを進めていくことが重要である。
- 市は、地域社協（福祉の会）、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていく。
- その際、防災に直接関係する取組みだけではなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努める。
- また、地域づくりのための様々な事業やボランティアとの連携を検討する。

【例】

- ・市民に対する自助・共助を促進する啓発および災害時に支援者等として協力する市民の拡大に向けた働きかけ
- ・地域行事への支援者や避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日頃からの声掛けや見守り活動 等

4 民間団体等との連携

(1) 民間団体等との連携体制構築

- 避難支援にあたっては、ボランティア団体、障害者団体、大学、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つである。地域の民間企業と協定を結ぶなど、平常時からの連携を進めていく。
- 市は避難所での安否確認や避難支援、生活継続支援等の活動に学生の力が得られるよう、大学等に対して本事業への協力を働きかけていく。

(2) 協定締結団体との連携強化

- 市はすでに協定を締結した団体、企業等と協力し、避難支援等のマニュアルを作成するなど協定内容の具体化に努める。
- 福祉避難所の円滑な開設・運営を図るため、市は「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」を基に、各福祉避難所にマニュアル作成を働きかけていく。

【協力団体（武蔵野市地域防災計画（平成25年修正）抜粋）】

名称	応援協定の名称
横河電機株式会社	災害時における横河電機株式会社の協力に関する協定
横河ソリューションサービス株式会社	災害時における協力に関する協定
NTT 東日本情報流通基盤総合研究所	
社会福祉法人 武蔵野	社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所としての場所の提供又は人的支援の協力に関する協定
学校法人 武蔵野東学園	
社会福祉法人 武蔵野千川福祉会	
特定非営利活動法人ミュー	
特定非営利活動法人ゆうあいセンター	
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書
武蔵野市国際交流協会	災害時における外国人支援活動に関する協定書

【福祉避難所一覧（武蔵野市地域防災計画（平成25年修正）抜粋）】

施設名	平常時のサービス種類等	所在地
吉祥寺ナーシングホーム	特別養護老人ホーム	吉祥寺北町2-9-2
ゆとりえ	特別養護老人ホーム	吉祥寺南町4-25-5
桜堤ケアハウス	ケアハウス	桜堤1-9-9
くぬぎ園	軽費老人ホーム	桜堤1-9-7
武蔵野館	特別養護老人ホーム	関前2-16-5
親の家	特別養護老人ホーム	八幡町3-4-18
ケアコート武蔵野	特別養護老人ホーム	境南町5-10-7

第4章 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

さくらえん	特別養護老人ホーム	桜堤2-8-31
市立高齢者総合センター	デイサービスセンター	緑町2-4-1
市立北町高齢者センター	デイサービスセンター	吉祥寺北町4-1-16
ぐっどういる境南	デイサービスセンター	境南町3-25-4
ハウスグリーンパーク	介護老人保健施設	緑町2-3-21
あんず苑	介護老人保健施設	境1-18-5
あんず苑アネックス	介護老人保健施設	境1-19-20
武蔵野東小学校	小学校	緑町2-1-10
武蔵野障害者総合センター	生活介護・自立訓練	吉祥寺北町4-11-16
障害者福祉センター	生活介護・自立訓練	八幡町4-28-13

5 防災訓練

(1) 安否確認・避難支援等の実地訓練

- 防災訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者と避難支援等関係者の両者の参加を呼びかけ、情報伝達、安否確認及び避難支援等について実地訓練を行う。また、平時は公開できない避難行動要支援者名簿については、疑似の避難行動要支援者名簿等を作成して訓練を行う。訓練の継続的な実施により、実際に仕組みが機能するか点検することが重要である。
- 災害時要援護者・避難行動要支援者の防災訓練の機会を拡充するとともに、訓練に参加した市民が実際に車いすで避難したり、その支援を経験したりするなど、避難支援の実際を体験する機会を充実させていく。これにより、災害時要援護者・避難行動要支援者について理解が深まるなど、参加者全員の防災意識を高めることに努める。

【例】

- ・避難準備情報等の発令や伝達
- ・発災直後の安否確認
- ・避難所への避難支援

(2) 地域住民や団体への訓練参加の呼びかけ

- 多様な機関・団体が防災訓練に参加するよう働きかけ、防災意識の普及に努めるとともに、実際の災害時において地域内での支え合いに参加する主体の拡大に努める。

【例】

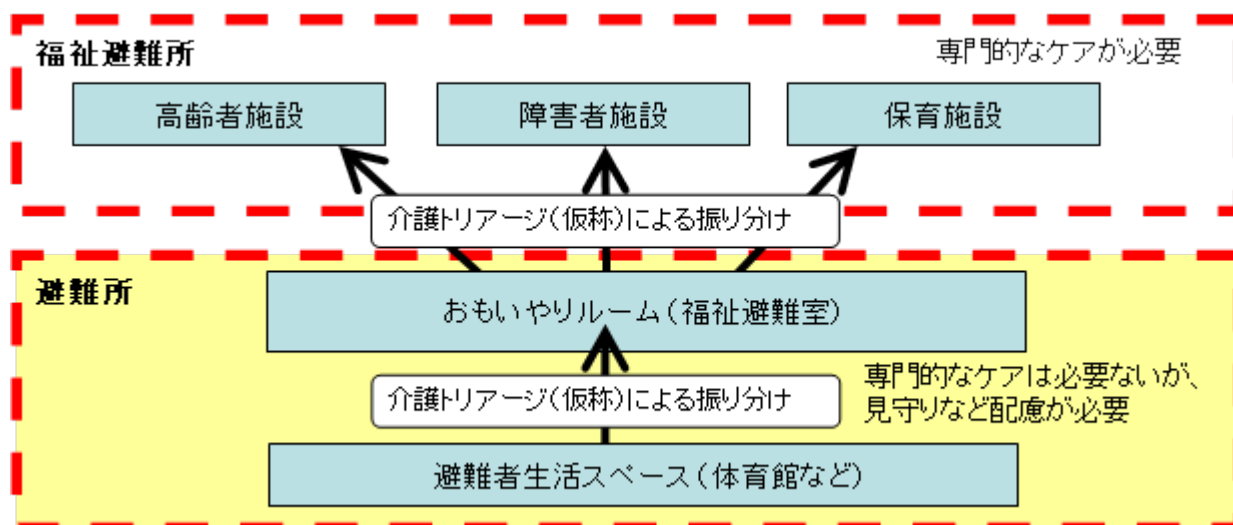
- ・小学校、中学校や高校、大学、企業等に対する防災訓練参加の呼びかけ
- ・健康促進団体やスポーツ愛好団体等に対する防災訓練参加の呼びかけ
- ・自主防災組織、避難所運営組織、コミュニティセンター等に対する防災訓練参加の呼びかけ

6 避難者の振り分け基準の検討

(1) 避難者の振り分け基準の検討

- 避難行動要支援者や要配慮者を自宅から避難させるか否かの判断や、避難させる場合の避難先（避難所、おもいやりルーム、福祉避難所等）を適切に振り分けるための基準が必要である。
- 武蔵野市及び日本赤十字看護大学が共同開発している「介護トリアージ（仮称）」については、東日本大震災における事例研究や図上訓練を行い、明らかになった問題・課題を整理して完成を目指す。また、運用面などについての検討も進めていく。災害時に実際「介護トリアージ（仮称）」を行うこととなる市民、医療従事者、福祉関係者等が参加する訓練を行い、「介護トリアージ（仮称）」の周知徹底と技術の向上を図る。
- 自宅から避難させる判断や避難先の振り分け基準を明確にし、市民、関係者への周知徹底を図り、理解と協力を求める。

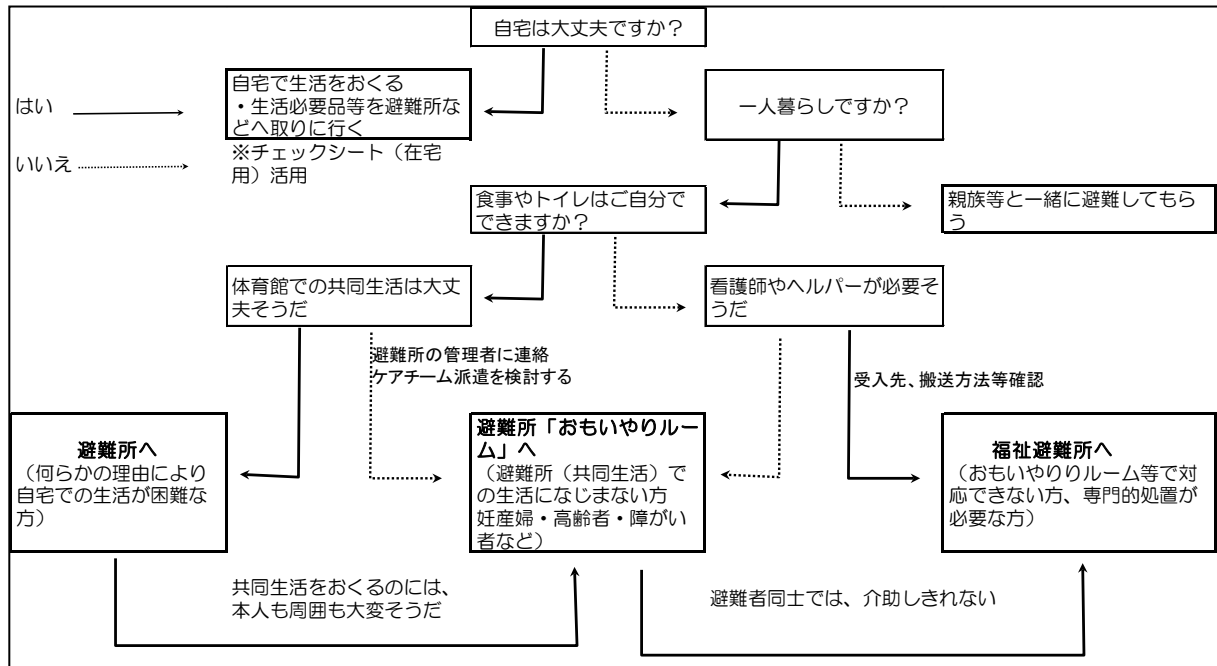
【「介護トリアージ（仮称）」のイメージ】



【「介護トリアージ（仮称）」のカテゴリーイメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人
3	おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【「介護トリアージ（仮称）」による振り分けイメージ】



7 各種連携ツールの活用

(1) 安否確認情報シート（仮称）の開発

○安否確認情報シート（仮称）について、すでに各地域社協（福祉の会）が使用している安否確認チェックリストや、委員提案の「武蔵野市統一 安否確認チェックシート（案）」などを参考に、災害時要援護者および避難行動要支援者の双方に対して利用できるよう市内の統一フォーマットを作成することで、円滑な情報のやり取りを図ることが効果的である。

安否確認チェックリスト（支援者標準マニュアル（案）より）

表	
安否確認チェックリスト（発災直後）	
記入年月日	平成 年 月 日
記入時刻	午前 ・ 午後 :
記入者（支援者）	予め記入
1, 要援護者 氏名	予め記入
2, 要援護者 住所	予め記入
<p>〇〇〇学校正門の「災害時要援護者安否確認受付」（〇〇〇が目印）に提出してください。 設置時間 … 災害発生から〇〇時間 二日目・三日目の〇〇時から〇〇時 ・ 〇〇時から〇〇時</p>	

裏	
3, 要援護者安否情報	
安否確認	安否確認できた
	安否確認できない
確認日時	月 日 午前 ・ 午後 :
状態	元気（ 単身 ・ 家族といた ）
	不安（ ）
	怪我（ ）
その他 連絡事項	

武蔵野市統一 安否確認チェックシート (案)

武蔵野市統一 安否確認チェックシート(案)				
確認日	平成 年 月 日 AM PM :			
要 援 護 者	氏名		ID 	
	住所 町 丁目 番 号			
	<input type="checkbox"/> 透析の必要な方	<input type="checkbox"/> 難病指定の方	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器を使用している方	
確認者	氏名		連絡先 	
確 認 内 容	本人確認・無事	本人確認・無事でない		本人不明および建物
	保護	救出		
	同居人	けが	緊急医療救護所搬送	
		病気	災害医療連携病院移動	
	避難指示等発令の場合の自立避難	不安	一時集合場所(緊急避難場所)に移動	
下記欄は記入しないでください。				
避 難 所 対 策 本 部 記 入 欄	在宅避難	避難所避難		生死
	生活物資 有 なし	・一般避難室	・おもいやりルーム	・死亡 ・遺体安置所
	訪問診療 有 なし	移動先 福祉避難所		遺族連絡
	介護サービス 有 なし			済 未
	台帳記入		備考	
	済 ・ 未	記入者名		

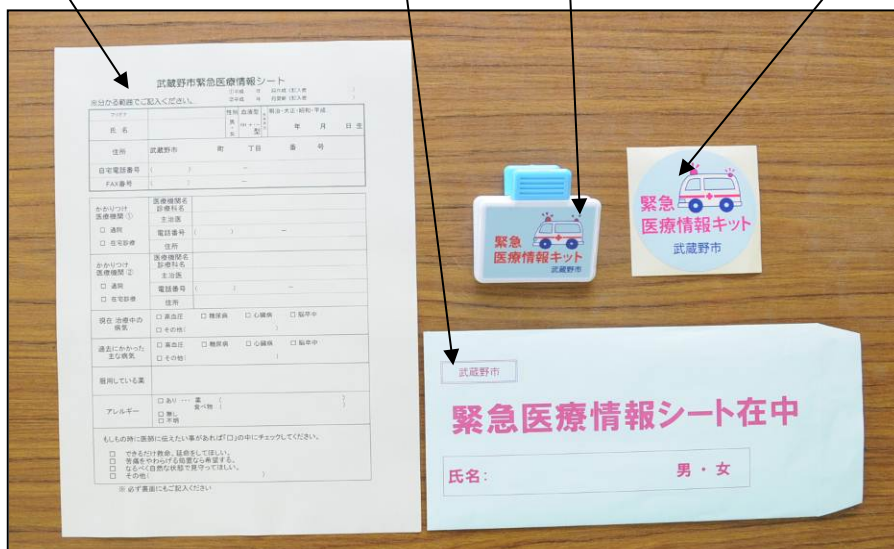
(2) 緊急医療情報キットおよびヘルプカードの活用

○武蔵野市在宅支援連絡会が作成した「緊急医療情報キット」や武蔵野市地域自立支援協議会が作成した「ヘルプカード」などについては、平常時の活用することにより、災害時に円滑な支援が行えることを期待できる。災害時の利用方法について検討を進め、利用者および関係者の間で共通の理解を得ることが必要と考えられる。

①緊急医療情報キット

救急時に家族が居合わせない場合にも救急隊および救急医療機関などに必要な情報が伝わるよう、武蔵野市在宅支援連絡会が考案したもの。必要情報を記載した緊急医療情報シートを封筒に入れて、マグネットクリップにより冷蔵庫に張り付けておく。玄関ドアの内側にはシールを貼っておき、緊急医療情報キットがあることが救急隊に分かるようにする。

【内容物】①緊急医療情報シート ②封筒 ③マグネットクリップ ④シール



資料編

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）に基づき、武蔵野市における災害時要援護者対策事業を見直し、首都直下地震その他の大規模災害の発生時に実効性のある避難支援体制の構築を検討するため、武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 避難行動要支援者の定義に関する事項
- (2) 各機関又は団体の安否確認及び避難支援への関わり方並びに役割分担に関する事項
- (3) 安否確認及び避難支援の手順に関する事項
- (4) 避難行動要支援者の名簿管理及び情報保護の仕組みに関する事項
- (5) 情報提供についての同意がない避難行動要支援者の当該名簿の提供手段、安否確認及び避難支援の方法に関する事項
- (6) 地震、台風、大雪、停電その他の大規模災害における対応に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援について、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員25人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者2人以内
- (2) 警視庁武蔵野警察署の警察官
- (3) 東京消防庁武蔵野消防署の消防吏員
- (4) 武蔵野市民安全パトロール隊の隊員
- (5) 武蔵野市消防団の団員
- (6) 防災推進員
- (7) 武蔵野市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により武蔵野市防災会議が作成する市町村地域防災計画をいう。次号において同じ。）に定める自主防災組織に属する者
- (8) 武蔵野市地域防災計画に定める避難所運営組織に属する者
- (9) 武蔵野市民生委員

- (10) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会に属する者
- (11) 武蔵野市地域福祉活動推進協議会に属する者
- (12) 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会の職員
- (13) 武蔵野市在宅介護支援センターの職員
- (14) 武蔵野市居宅介護支援事業所連絡協議会に属する者

- (15) 武蔵野市地域活動支援センターの職員
- (16) 公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターに属する者
- (17) 防災安全部長
- (18) 健康福祉部長
- (19) 教育部長
- (20) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、防災安全部防災課及び健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者	栗田 充治	亜細亜大学国際関係学部 教授
2	学識経験者	小原 真理子	日本赤十字看護大学国際・災害看護学 教授
3	警視庁武蔵野警察署	小林 尚人	警備課警備係長
4	東京消防庁武蔵野消防署	木口 一男	警防課課長補佐
5	武蔵野市市民安全パトロール隊	秋本 正	隊長
6	武蔵野市消防団	朝倉 一夫	副団長
7	防災推進員	宮寄 玉枝	桜堤支部長
8	武蔵野市自主防災組織	足立 恵子	ルネ吉祥寺防災会
9	避難所運営組織	青山 真市郎	境南地域防災懇談会
10	民生委員	島田 豊文	第三地区民生児童委員協議会会長
11	武蔵野市コミュニティ研究連絡会	笹野 章嘉	会長
12	シルバー人材センター	森田 良國	会長
13	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	森安 恵里子 杉田 哲朗	事務局長 (～平成 26 年 9 月 30 日) (平成 26 年 10 月 1 日～)
14	地域社協 (福祉の会)	原 利子	東部福祉の会会長
15	在宅介護支援センター	村田 学	桜堤ケアハウス在宅介護支援センター長
16	居宅介護支援事業所	竹添 睦子	あんずケアプランセンター武蔵野
17	地域活動支援センター	横田 勇貴	ライフサポート MEW 施設長
18	市 (防災安全部)	山本 芳裕	防災安全部長
19	市 (健康福祉部)	笹井 肇	健康福祉部長
20	市 教育委員会	竹内 道則	教育部長

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会の経過

日時	会議名・内容等
平成 26 年 7 月 8 日	第 1 回 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 開催 議事 1 当委員会の公開及び運営に関する確認事項 2 災害時要援護者対策事業における国の取り組み 3 当市における災害時の避難行動支援体制の現状及び課題 4 当委員会のスケジュール
7 月 30 日	第 2 回 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 開催 議事 1 【課題 1 避難行動要支援者の定義】について 2 【課題 2 各機関・団体の安否確認・避難支援への関わり方、役割分担】及び 【課題 3 安否確認・避難支援等の手順】について
9 月 9 日	第 3 回 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 開催 議事 1 【課題 1 避難行動要支援者の定義】についての確認 2 【課題 2 各機関・団体の安否確認・避難支援への関わり方、役割分担】及び 【課題 3 安否確認・避難支援等の手順】について 3 【課題 4 名簿提供先の指定、個人情報保護の仕組みづくり】について
10 月 3 日	第 4 回 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 開催 議事 1 前回の議論を受けて 2 安否確認及び避難支援場所の数について 3 重点的に議論が必要な項目について ・「多様な手段の活用による情報伝達」 ・「避難行動要支援者・災害時要援護者情報の共有」 4 今後のスケジュールについて
11 月 20 日	武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書中間のまとめ意見交換会
12 月 16 日	第 5 回 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会 開催 議題 1 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書（案）について

用語集

要配慮者	高齢者、障害者（児）、外国人、妊産婦、乳幼児その他、災害時に一定の配慮を要すると考えられる市民
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な者。当市では、「高齢者のうち、要介護3～5に認定されている市民等」「障害者（児）のうち、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（児）（心臓・じん臓機能障害のみを除く）、愛の手帳1・2度を所持する知的障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者」「市の生活支援を受けている難病患者」「その他市長が認める市民等」とした。
災害時要援護者	避難行動要支援者のうち、平常時から関係機関で情報共有することについての事前同意がある者
地域社協（福祉の会）	地域住民による福祉団体。子育て・高齢者・障害者等への支援などを行っている。災害時要援護者対策事業の支援団体
支援者	災害時要援護者の安否確認に協力するとして地域社協（福祉の会）に登録している地域住民
避難支援等関係者	地域社協（福祉の会）、シルバー人材センター、医療・福祉・介護等事業者、市民安全パトロール隊、防災推進員、避難所運営組織、警察・消防、消防団、自主防災組織、コミュニティ協議会、民生委員、市民社会福祉協議会など、安否確認・避難支援・生活継続支援等の実施に携わる関係者
安否確認チーム	安否確認コーディネーターの指揮のもと、発災時に避難所で発足する。避難行動要支援者の安否確認を行う。
安否確認コーディネーター	発災時に、避難所にて安否確認チームの発足や安否確認の指示などを行う。避難所ごとに、事前に複数名を指名しておく。
避難支援チーム	避難支援コーディネーターの指揮のもと、発災時に避難所で発足し、自宅等からの避難が必要な避難行動要支援者や災害時要援護者の移送などを行う。
避難支援コーディネーター	発災時に避難所にて避難支援チームの発足や、安否確認情報を基に避難支援の指示などを行う。避難所ごとに、事前に複数名を指名しておく。
地域包括支援センター	介護保険法により市町村に設置が義務づけられており、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等を行う。本市では、市役所（高齢者支援課）内に直営で1か所設置。既存の6か所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチとして地域の総合相談窓口としている。

在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生児童委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問等早期の対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設され、地域包括支援センターと連携して介護予防に関する支援や相談も行う。
基幹相談支援センター	障害者の総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施する。また、相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携支援等、地域の実情に応じて相談支援の中核的な役割を担う。市役所（障害者福祉課）内に直営で1か所設置。
シルバー人材センター	一般雇用になじまないが働く意欲を持ち、かつ健康な高齢者（おおむね60歳以上）のために、その知識・経験・希望にそった職業機会を確保する。会員は、市報の各戸配布や学校の管理業務なども行っている。
防災推進員	市内の町目ごとに委嘱され、防災知識の普及や啓発、地域設置消火器の点検などの活動をする。
市民安全パトロール隊	地域を熟知した市民によって結成されたパトロール隊であり、空き時間を利用して徒歩や自転車などでパトロールする。
安否確認情報シート（仮称）	避難行動要支援者や災害時要援護者の安否確認を行う際に、本人の状況などを記載する用紙。

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書

平成27年1月

発行 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会
事務局 武蔵野市防炎安全部防炎課・健康福祉部地域支援課
東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-51-5131（代表）